

議事日程（第3号）

令和3年3月4日 午前9時開議

- 日程第1 第1号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和2年度神河町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第2 第2号議案 神河町農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件例外適用の件
- 日程第3 第3号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第4号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第5号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第6号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第7号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第8号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第9号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第10号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第11号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第12号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第13号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第14号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第15号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第16号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 日程第4 第17号議案 神河町越知谷アクティブセンター設置条例を廃止する条例制定の件
第18号議案 神河町越知谷町民プール設置条例を廃止する条例制定の件
- 日程第5 第19号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第6 第20号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 第21号議案 神河町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第22号議案 神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第23号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

- 日程第10 第24号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第25号議案 神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第26号議案 神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第27号議案 神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第28号議案 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第29号議案 神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第30号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（作畑・新田辺地）
- 第31号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（大畑辺地）
- 第32号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（上越知辺地）
- 第33号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（越知辺地）
- 第34号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（奥猪篠辺地）
- 第35号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（上小田辺地）
- 第36号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（川上辺地）
- 日程第15 第37号議案 中播北部行政事務組合同規約の一部変更について
- 日程第16 第38号議案 神河町町道路線の廃止の件
- 日程第17 第39号議案 神河町町道路線の認定の件
- 日程第18 第40号議案 神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件
- 日程第19 第41号議案 財産処分の件
- 日程第20 第42号議案 財産処分の件
- 日程第21 第43号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第22 第44号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第23 第45号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 第46号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第25 第47号議案 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 第48号議案 令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 第49号議案 令和2年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）

日程第28	第50号議案	令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第5号）
日程第29	第51号議案	令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）
日程第30	第52号議案	令和3年度神河町一般会計予算
日程第31	第53号議案	令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
日程第32	第54号議案	令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第33	第55号議案	令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第34	第56号議案	令和3年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第35	第57号議案	令和3年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第36	第58号議案	令和3年度神河町訪問看護事業特別会計予算
日程第37	第59号議案	令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第38	第60号議案	令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第39	第61号議案	令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第40	第62号議案	令和3年度神河町水道事業会計予算
日程第41	第63号議案	令和3年度神河町下水道事業会計予算
日程第42	第64号議案	令和3年度公立神崎総合病院事業会計予算
日程第43	承認第1号	第2次神河町男女共同参画推進計画の策定の件
日程第44	承認第2号	神河町第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定の件
日程第45	承認第3号	神河町土地利用計画の策定の件
日程第46	承認第4号	第3期かみかわ教育創造プラン（神河町教育基本計画）の策定の件
日程第47	承認第5号	神河町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定の件
日程第48	承認第6号	神河町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定の件

本日の会議に付した事件

日程第1	第1号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和2年度神河町一般会計補正予算（第8号））
日程第2	第2号議案	神河町農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件例外適用の件
日程第3	第3号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第4号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第5号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第6号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第7号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第8号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第9号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第10号議案	神河町農業委員会委員の任命の件

	第11号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第12号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第13号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第14号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第15号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
	第16号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
日程第4	第17号議案	神河町越知谷アクティブセンター設置条例を廃止する条例制定の件
	第18号議案	神河町越知谷町民プール設置条例を廃止する条例制定の件
日程第5	第19号議案	神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第6	第20号議案	神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第7	第21号議案	神河町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第8	第22号議案	神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第9	第23号議案	神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
日程第10	第24号議案	神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第11	第25号議案	神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	第26号議案	神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第12	第27号議案	神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	第28号議案	神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第13	第29号議案	神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第14	第30号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（作畑・新田辺地）
	第31号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（大畑辺地）
	第32号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（上越知辺地）
	第33号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（越知辺地）

	第34号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（奥猪篠辺地）
	第35号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（上小田辺地）
	第36号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（川上辺地）
日程第15	第37号議案	中播北部行政事務組合規約の一部変更について
日程第16	第38号議案	神河町町道路線の廃止の件
日程第17	第39号議案	神河町町道路線の認定の件
日程第18	第40号議案	神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件
日程第19	第41号議案	財産処分の件
日程第20	第42号議案	財産処分の件
日程第21	第43号議案	令和2年度神河町一般会計補正予算（第9号）
日程第22	第44号議案	令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）
日程第23	第45号議案	令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
日程第24	第46号議案	令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
日程第25	第47号議案	令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）
日程第26	第48号議案	令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第27	第49号議案	令和2年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
日程第28	第50号議案	令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第5号）
日程第29	第51号議案	令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）
日程第30	第52号議案	令和3年度神河町一般会計予算
日程第31	第53号議案	令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
日程第32	第54号議案	令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第33	第55号議案	令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第34	第56号議案	令和3年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第35	第57号議案	令和3年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第36	第58号議案	令和3年度神河町訪問看護事業特別会計予算
日程第37	第59号議案	令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第38	第60号議案	令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第39	第61号議案	令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第40	第62号議案	令和3年度神河町水道事業会計予算
日程第41	第63号議案	令和3年度神河町下水道事業会計予算
日程第42	第64号議案	令和3年度公立神崎総合病院事業会計予算
日程第43	承認第1号	第2次神河町男女共同参画推進計画の策定の件
日程第44	承認第2号	神河町第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定の件
日程第45	承認第3号	神河町土地利用計画の策定の件

日程第46 承認第4号 第3期かみかわ教育創造プラン（神河町教育基本計画）の策定の件

日程第47 承認第5号 神河町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定の件

日程第48 承認第6号 神河町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定の件

出席議員（10名）

1番	安部重助	8番	藤森正晴
2番	三谷克巳	9番	藤原裕和
4番	小寺俊輔	10番	栗原廣哉
5番	吉岡嘉宏	11番	澤田俊一
6番	小島義次	12番	廣納良幸

欠席議員（なし）

欠員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長 小林英和 主事 山名雅也

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	ひと・まち・みらい課参事兼アグリノバージョン特命参事
副町長	前田義人 真弓憲吾
教育長	入江多喜夫	建設課長 野崎直規
総務課長	日和哲朗	地籍課長 藤田晋作
総務課参事兼財政特命参事 黒田勝樹	上下水道課長 谷総和人
総務課参事兼情報発信特命参事 岡部成幸	健康福祉課長 桐月俊彦
税務課長	長井千晴	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事
住民生活課長	高木浩 保西瞳
住民生活課参事兼防災特命参事 平岡民雄	会計管理者兼会計課長
地域振興課長	多田守 山本哲也
地域振興課副課長兼農林業特命参事 前川穂積	町参事兼病院事務長 春名常洋
ひと・まち・みらい課長		病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員
	 井上淳一朗
		教育課長兼給食センター所長
	 藤原美樹
		教育課参事兼社会教育特命参事

午前9時00分開議

○議長（廣納 良幸君） 皆さん、おはようございます。

再開します。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達していますので、第100回神河町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

質疑に入る前に、若干申し添えさせていただきます。

会議規則第54条第1項では、発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されております。また、同規則第55条第1項では、質疑は、同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないと規定されております。会議規則第54条及び第55条の遵守の上、会議の進行に御協力をいただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第1 第1号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第1、第1号議案、専決処分をしたものにつき承認を求め
る件（令和2年度神河町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点だけ教えておいて
もらいたいと思います。

今回の補正予算につきましては、緊急事態宣言に対する救済措置という形で、1月の
14日から2月の6日までですか、の25日間という話がありましたんですが、御承知
のとおり、緊急事態宣言につきましてはさらに1か月延ばされて、また、最近1週間縮
められたということで、2月いっぱいという形になりました。ですので、その間につ
いても同じような措置が取られるんじゃないかと思うんですが、その分が分かっておれば
教えていただきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。時短要請の
部分につきましては、緊急事態宣言が延長されてございます。そうしまして、その部分
につきましても市町との連携の給付というところにつきましては、あるというところ
でございます。この部分の財源につきましては、国の財源が8割というところでありま
して、引き続き延長部分についても同様の措置が取られてるということでござい
まして、神河町としましては、その部分につきましては、当初の予算のほうにその対応部分

上させていただいてるところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。先ほどのちょっと補足ではございますけども、緊急事態宣言、2月8日からの部分については2月28日まで6万円、3月1日から3月7日までにつきましては1日当たり4万円ということで、もう既に兵庫県のほうのホームページ上では上がっております。それから2月7日までの申請につきましては、3月1日が期限でありましたが、書類的に不備が多いというようなところもありまして、3月8日まで延長になっております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。関連なんですけども、この該当される事業所というのは、提案説明の中では、経済センサス等で54事業所ということで具体的に把握をされてるようですけども、その事業所の方々へのお知らせですとか、また、今、地域振興課長からは書類の不備等があるというふうなことがございました。そういう事業所の方々への申請される際のサポートとか、そういうことはどのようにされてるのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。まず、公表の部分につきましては、お知らせの部分につきましては町のホームページでお知らせしているというところと、それからあと、商工会への問合せ等につきましては、現在、大河内支所、本所を合わせて15件ほど問合せがあって、その申請の指導をされてるというところでございます。

ほかの部分、一般的にインターネットでのウェブ上での申請がほとんどでありますので、こちらとしては、その部分については申請の件数等については把握してないというようなところがございます。また、県のほうから申請の件数等については報告がある予定でございますので、その都度、また報告をさせていただきます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） ホームページで公開されてますよと。あとは事業所の方の判断でというふうに聞こえるんですけども、やはり実際困っておられる事業所なわけですから、そういう事業の、まして54事業所ということで大変特定される事業所ですので、町、また、商工会が連携してその事業所の方々へ丁寧に案内をされて、ウェブ上かと思いますが、ウェブ上の情報を見ると、いろんな時短をしている写真ですとか県のコロナの追跡のシステムを表示してるとか、そういう写真の添付が必要であったり、大変結構面倒というか、いろんな添付書類が写真とかでなければならぬ状況が見受けられますんで、丁寧にですね。まだまだひょっとすると、こういうことをニュースでもたくさんされてるかもしれませんが、御存じない事業所もあるかもしれないし、御存じ

であっても、例えばそういう書類とか掲示の不備等もあるかもしれません。不備があるところについては、今後のこともありますから、ちゃんと丁寧に指導されて適切にこの制度が活用できるように指導するのが町とか商工会の役割ではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。御指摘のとおりだと思います。町民さんといいますか、事業所さん向け、個々へのお知らせは今してないという状況でございますので、少し告知放送なりで放送させていただいて、商工会と連携しながら対応していきたいと思っておりますし、既に15件の商工会への問合せにつきましては、申請書の書き方とか添付書類とか、そういった部分についてはもう指導をさせていただいております。町への問合せというのは、今のところないという状況でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第1号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第1号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第2 第2号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第2、第2号議案、神河町農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件例外適用の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第2号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第2号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第3 第3号議案から第16号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第3、第3号議案から第16号議案までの神河町農業委員会委員の任命の件、14議案を一括議題といたします。

上程14議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第3号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第3号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第3号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第4号議案について討論に入ります。討論のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第4号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第4号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第5号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第5号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第5号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、第6号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第6号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第6号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、第7号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第7号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第7号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第8号議案について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第8号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第8号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第9号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第9号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第9号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、第10号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第10号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第10号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、第11号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第11号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第11号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第12号議案について討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第12号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第12号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第13号議案について討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第13号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第13号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第14号議案について討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第14号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第14号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第15号議案について討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第15号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第15号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、第16号議案について討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第16号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第16号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第4 第17号議案及び第18号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第4、第17号議案、神河町越知谷アクティブセンター設置条例を廃止する条例制定の件、第18号議案、神河町越知谷町民プール設置条例を廃止する条例制定の件の2議案を一括議題といたします。

上程2議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。この特にアクティブセンターにつきまして、新しい施設なので、恐らく減価償却いうか、資産としてまだ価値があると思うんですが、これを廃止して用途変更した場合、補助金の適化法ですが、これに対する影響は受けるかどうか、その点だけを確認しておきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。補助金の関係につきましては、廃止することによりまして何ら影響というものはございません。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第17号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第17号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第17号議案は、原案のとおり可決いたしました。

続いて、第18号議案について討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第18号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第18号議案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 第19号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第5、第19号議案、神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。3ページの別表3、別表4についてお尋ねしたいんですが、セットトップボックスが廃止されて、V-ONUとD-ONUの端末機器が設定されておるわけなんですけども、ONUというのは、恐らく光回線とデジタル回線を接続する終端の装置だと思うんですけども、そのVとDの違いを教えてくださいのと、その下の別表4の機器設置手数料にD-ONUは価格の設定があるんですが、V-ONUに価格の設定がない理由を教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 岡部総務課特命参事。

○総務課参事兼情報発信特命参事（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。澤田議員様の問いにお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、V-ONUとD-ONUの違いということでございますが、V-ONUというのは光の終端装置から映像を取り込む端末機ということになります。したがって、テレビのほうに接続する光の端末機ということになります。ですので、ケーブルテレビ御加入の方というのは全員これがついているということです。

次に、D-ONUというのは、データを取り出すということで、つまりインターネット接続の契約をされた方の家には、このD-ONUをつけるということになります。これも光の終端装置の一つでございますが、インターネット側の終端装置ということになります。

それで、機器の設置手数料のところですが、D-ONUだけ設置手数料がついているということですが、これにつきましては、ケーブルテレビに加入をされたときに加入金と引込み工事代を頂くことになるんですけども、Vのほうは、引込み用工事をされたときに5万5,000円の中に入っているという考え方でございます。先ほどのインターネットのほうのD-ONUにつきましては、つける御家庭つけない御家庭ありますので、つけられる御家庭については、別途1,300円の設置手数料を頂くというようなことで運用させてもらっております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。この新旧対照のまず1ページで、14条ですか、14条の変更で、「加入者等」から「町長」に変更されてます。その次のページの2項のところですね。2項のところ「前項の工事業者は、加入者等からの設置依頼があれば」ってなってるんですけども、ここも本来は、町長からのD-ONU設置依頼に変更するべきではないのかなとは思うんですけども、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（廣納 良幸君） 岡部総務課特命参事。

○総務課参事兼情報発信特命参事（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。小寺議員様の御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず、14条の第1項のところでございます。「町長は」というふうに変更させていただいた理由は、V-ONUについては、加入をされたときに町が工事発注をするということで、先ほど少し澤田議員さんの問いのときにもお答えしましたけれども、5万5,000円の料金というのが町から頂くこととなりますね。町が請求をかけて加入者さんから頂くということで、町が発注をかけるということになります。

それから、D-ONUのほうにつきましては、先ほどもありましたけども、加入される家されない家がございます、される家につきましては、工事業者さんに直接発注をかけて、つけてもらって利用してくださいよということになりますので、発注者が加入者さんという個人になります。そういう考え方で今のところ運用させてもらっております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点教えていただきたいと思ひます。

この条例の施行日につきましては、公布の日となっておりますので、本日以降になると思うんですね。ただ、今回この改正の要因となりました民法の法定利率を5%から3%に下げるといふのは去年の2年の4月1日から施行されてますので、この場合、遡及適用が必要じゃないかと思うんですけども、たまたま今日まで、遅延損害金ですか、を収納した事例がないので、その必要がなかったのか、どちらか、それを教えていただきたい

と思います。

○議長（廣納 良幸君） 岡部総務課特命参事。

○総務課参事兼情報発信特命参事（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。三谷議員様の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員様おっしゃられるとおり、民法の改正が昨年ということになりましたので、本来、昨年の4月に改正すれば同じスタートということになったと思うんですけども、今まで放置をされていたということで、大変申し訳なく思っております。

1点は、議員さん御指摘のとおり、該当者が特にないということでございます。

もう1点は、条例を改正するまでは条例を適用させるということで考えておりますので、もしやっかとして5%を取らざるを得なかったのかなというふうには思いますけれども、結果としては該当者がいなかったということで、今の改正となったということで、御了解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。条例の改正の基本的な考え方の中で、不利益でなければ当然遡及すべきだと思いますので、今後そういうものについては特に留意する中で条例改正をしてほしいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 岡部総務課特命参事。

○総務課参事兼情報発信特命参事（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。ありがとうございます。今後注意してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませぬか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第19号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第19号議案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 第20号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第6、第20号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第20号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第20号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第7 第21号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第7、第21号議案、神河町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第21号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第21号議案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 第22号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第8、第22号議案、神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第22号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第22号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第9 第23号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第9、第23号議案、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第23号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第23号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第10 第24号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第10、第24号議案、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第24号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第24号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 11 第 25 号議案及び第 26 号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 11、第 25 号議案、神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第 26 号議案、神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の 2 議案を一括議題といたします。

上程 2 議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

三谷議員。

○議員（2 番 三谷 克巳君） 2 番、三谷でございます。これも 1 点、状況をお尋ねしたいと思います。

次の 27 号、28 号議案にも関連するんですが、今回の改正で、それぞれの事業所において利用者の人権擁護なり、虐待防止の体制整備、また、重要事項での規定が義務づけられているわけですが、神河町にも該当する事業所があるようでございますので、その該当事業所の特に地域密着型サービスの事業所について、この改正内容、恐らく県のほうからも既に通知が来とるんじゃないかと思うんですが、町として、この改正内容について周知なり指導をしようというような考え方があるかどうかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。各施設におきましては、それぞれ県のほうから通達のほうも届いているというふうに思います。町としましては、施設長会議、また、ケアマネの連絡会、そちらのほうで周知のほうを図っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第 25 号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第 25 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第 25 号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第 26 号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第26号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第26号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第12 第27号議案及び第28号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第12、第27号議案、神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第28号議案、神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題といたします。上程2議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第27号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第27号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第27号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第28号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第28号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第28号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第13 第29号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第13、第29号議案、神河町営住宅設置条例の一部を改

正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。この議案につきましても、先ほどの第19号議案と同じで、遅延損害金を今日までに収納したかどうかの事例があるかどうか、その点だけ確認をしておきたいと思っております。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。これまでこの住宅の賃料ですけれども、そして延滞損害金ですけれども、徴収をした実績はございません。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第29号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第29号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第14 第30号議案から第36号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第14、第30号議案から第36号議案までの辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件、7議案を一括議題といたします。

7議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。教えていただきたいと思っております。

今回のこの辺地計画の中、主に道路整備をされてるわけですが、道路の中には町道の等級表で、1級、2級、その他と分かれてるんですけども、今回、その他町道が多々含まれております。私の理解の中では、その他町道を改良なりするときには地元負担が発生するものだと思ってたんですけども、どうやら違うようで、いわゆる地元負担が発生する場合としない場合の区別といいますか、を教えていただきたいのと、当初予算には、たしか根宇野区と東柏尾区から受益者負担分を受け取っていたと思うんですけども、その違い等をちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。小寺議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目は、道路事業において受益者負担を取るか取らないか、どういう工種で取っていくのかという御質問でございますが、まず級別によりますと、その他路線につきましては、基本、受益者負担を取る路線に該当いたしますが、工種によって取らない部分、取る部分というのは出てきます。特に道路改良につきましては、これにつきましては地元負担が発生しておりますが、維持管理に関する修繕の工事につきましては地元負担を伴わない工事になります。特に勘違いといえますか、誤解をされますのが舗装の関係でございます。既に舗装されてる道路の舗装が悪くなって、それをやり直す、すなわち修繕をするということにつきましては、これは道路維持修繕になりますので、負担は取りません。ただ、現にアスファルト舗装がされてない道路にアスファルト舗装をする、新しく舗装をするといった場合につきましては、その他路線については受益者負担をいただくということでございます。

また、来年度の当初予算で受益者負担をもらうところがございます。これにつきましては町道のその他路線でございますが、工法としまして、今現在ないもの、根宇野でございますと、落石対策で、現に今、落石防護柵並びにロックネットといえますか、そういう防護柵がございません。それで、落石を何とかのり面の保護をしてほしいということございまして、それにつきましては、現に今されてないところに新しくそういうふうなのり面の保護をする工法を設置工事をするということで、その部分については受益者負担をいただくというふうな形になります。

具体の例を申しますと、特に町道の道路側溝がもう悪くて、直してほしいという要望がある場合があります。それに加えて、その道路側溝に蓋をかけたらちょっとでも幅員が広がるので、通りやすいので、それも含めて修繕をお願いしたいという要望が多々あります。そういう場合は、側溝自体の修繕については道路維持なので受益者負担をもらいませんが、その側溝にコンクリートの蓋、または鉄のグレーチングという蓋をかける場合は、その蓋代、蓋の設置費用を含めた工事費については、それは新たに新設という形になりますので、受益者負担をいただいている場合がございます。そういうふうに工法によって使い分けをさせていただいておりますので、いろいろと区からの要望につきましてでございますが、その時点で、こういう工法につきましては地元負担が要りますがどうですかというふうなことで、区長とは相談をさせていただきながら進めさせていただいております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。大変よく分かりました。ありがとうございます。

もう1点教えていただきたいのが、今回、橋梁もかかっていると思うんですけども、この橋梁についても道路と同じような考え方でよろしいですかね。

○議長（廣納 良幸君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 橋梁もそうでございます。現に今かかっている橋梁が老朽化によって悪くなっていると。修繕をするという形になりますので、今、修繕工事をやっておりますので、これは道路維持の範囲という形で、地元負担は取っておりません。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。先ほどの小寺議員の質問と関連するわけですが、先ほど建設課長の説明から理解しますと、それぞれこの年次別計画表ですか、そこに書いてあります事業内容で道路舗装というて書いてあるのは、これは道路舗装じゃなくして、条例ではちゃんと道路舗装という名称が出てますので、我々はそのように理解しとったわけなんですけど、実は道路舗装じゃなくして、これは道路維持補修という内容に表現する、読み替えるという形でいいのでしょうか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。先ほどの三谷議員からの質問にお答えさせていただきます。

条例上、道路舗装となっておりますこの部分につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、新しく舗装するというところでございます。

それから、辺地計画の年次別計画表にそれぞれ事業内容が書いてありますが、その中で舗装という形で書いてありますのは、全て舗裝修繕という形でございますので、修繕という道路維持の形、それと、このたびこの補修修繕、辺地計画書の事業内容の表示につきましては、道路事業の設計をするときに、工種別にそれぞれ諸経費が決定される形になっております。工種としましては、道路改良工事、道路維持工事、それから舗装工事というふうな形で、設計の内容によって工種を選ばなくてはならないという形になりますので、分かりやすく明確にするように、辺地計画の計画書におきましては、事業内容の明示につきましては舗装という形で表示をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。越知谷地区の辺地のことについてお尋ねというか、教えてほしいんですけども、このたび越知辺地が、新しく点数138点ということで新たに辺地の計画が策定されたというふうに認識してるんですけども、要因としては、旧越知谷小学校の統合の部分が点数的に、従来100点以下であったものが、越知谷小学校の統合で138点になったというふうに理解を私自身はしてるんですけども、越知谷小学校の統合で実際に旧越知の地域については、辺地点数が何点であったものが今回138点になったのかということと、岩屋地区についても、同じく越知谷

小学校の統合ということで幾らか点数の加算があるのではないかなと思うんですが、辺地の計画がないということは100点未満だと思うんですけども、現在、仮に点数を見ておられれば、その点数を教えてくださいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 黒田特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。越知辺地の該当部分の主な要因というのは、議員がおっしゃられたとおりでございます、小学校等の関係で辺地度が上がって辺地の該当になったということでございます。

それで、従来が何点であったかというところではありますが、越知については98点だったというふうに記憶をしております。

それから、岩屋につきましては、点数のほうも再度調査をしましたが、98点ということで、100点のほうには届いていないということでございます。以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。辺地債の関係で、これは3年から7年にかけて5年間だと思うんですが、具体的には、3年度が幾ら、7年度までどれぐらいの金額が出るのかというのと、償還についてはいつから始まるのかというのを教えてくださいなんです。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず、辺地の全体の計画の中で辺地債の額ということでございますが、一覧にございませんので、今現在お答えをすることができませんので、少し確認をさせていただいて説明をさせていただきたいというふうに思います。御了解をいただきたいと思います。

返済の関係ですが、償還関係につきましては、12年というところでございます、過疎等と同様でございます。以上でございます。（「償還はいつから」と呼ぶ者あり）

元金の償還につきましては、3年据置きということになりますので、3年後ということでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 昼一に出せますか。

黒田特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。少し補足ということで、年度ごとの部分につきましては集計のほうができませぬけども、総額では10億程度ということになってございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。少し集計表のほうが見つかりましたので、御報告をさせていただきます。

全体としましては、辺地対策事業債は9億7,000万円程度ということでございます。

令和3年度につきましては1億1,000万円、それから令和4年度でございます、1億7,000万円、そして令和5年度につきましては2億2,000万円、令和6年度につきましても2億2,000万円、令和7年度につきましても2億3,000万円というようなところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 令和7年、2億3,000万円か。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） はい。

○議長（廣納 良幸君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

第30号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第30号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第30号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第31号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第31号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第31号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第32号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第32号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第32号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第33号議案について討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第33号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第33号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第34号議案について討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第34号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第34号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第35号議案について討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第35号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第35号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第36号議案について討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第36号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第36号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第15 第37号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第15、第37号議案、中播北部行政事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第37号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第37号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第16 第38号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第16、第38号議案、神河町町道路線の廃止の件についてを議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。この廃止につきましては、次の第39号議案で提案説明がありました神崎・市川線、また、新たに認定をしようとする福山2号線に変えるということだと思います。今後この路線が区管理になるという説明があったと思うんですが、地元の区長さんへの説明、また、了解等は得ていただいておりますでしょうか。以上でよろしく願います。

○議長（廣納 良幸君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。澤田議員の質問にお答えさせていただきます。

この条例を提案するに先立ち、福本区長の了解を得て提案をさせていただいております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第38号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第38号議案は、原案のとおり

可決しました。

日程第17 第39号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第17、第39号議案、神河町町道路線の認定の件についてを議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第39号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第39号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第18 第40号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第18、第40号議案、神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

藤森正晴議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。指定管理を公募でやられたと思うんですけど、何社の公募で入札があったのか、その状況と、今回、指定期間が1年ということなんですが、その後はどういう指定管理になるのかということと、もう1点、協定書によれば、従来、観光施設維持管理負担金、営業収入の1%を負担してもらうという項目があったわけなんですが、今回、協定書にそれが無いということは、これは該当せん、免除という扱いでいいんですか。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。まず事業者の選定でございますけども、町内の造園業の皆さんとか、この株式会社長谷さんを含めた合計7社で公募させていただいております。そのうち辞退されたのが5社ということで、残り2社ということで審査をさせていただいております。その結果、株式会社長谷さんということで答申をいただいております。

指定期間を1年にした理由でございますけども、令和4年3月31日で今度多くの指定管理施設、モンテ・ローザも含めてでございますけども、期間満了を迎えます。3年

度中に新たに公募を行うということになっておりますが、このわくわく公園と一体管理の提案を公募するということでさせていただいております。一体利用するということで、施設管理者においては経営戦略的にも利用でき、また、ホテルの利用者、公園利用者にも喜ばれる形での利用が可能であるということで、地域にとってもプラスになるのではないかとということで、1年にさせていただいております。

それから、わくわく公園につきましては、指定管理施設ではございますけれども、収益施設ではないと、維持管理の部分がメインでございますので、1%の維持管理負担金は頂いてないということでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 藤森正晴議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。観光施設の維持管理負担金は、営業収入施設じゃないと言いながら、あそこを使用すれば幾らかの使用料いうか、その収入は上がるのではないですか。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 多分、多分ということではございませんけど、そういう利用料の部分があると思っておりますが、それを利用して収益を上げてというような部分というよりは維持管理の部分がメインではございますので、そういった形で維持管理負担金を頂かないということでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。その件についても、過去、今から先、管理の期間が来て、そういう項目が全部含まれるんですけど、はっきりとやはりここに関してはこうですということをしなければ、他の管理してるところも、じゃあ、我々もこう言おうか、ああ言おうかでこういう形になると問題が起きると思っておりますので、そこら辺りしっかりと対処すべきと思っております。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） ちょっと条例のほうを見させてもらって確認しております。利用料は発生します。この利用料につきましては、バーベキューのサイトとか公園の利用とかいう部分についてはモンテ・ローザの収入ということになりますので、モンテ・ローザのほうの利用料の中から1%の維持管理負担金を頂くということになっております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 関連した質問なんですけども、わくわく公園については、主に公園の管理が主な業務ということで、専門的なお仕事というか、そういう部分で従来別に分けてしておられた。そうはいいながら、その一部を利用した先ほど答弁があったバーベキュー等についてはホテルの収入になるということで、今回メリットの部分で一体的な指定ということを考えているのかなと思うんですけども、提案説明にありました、専門的な公園の管理という部分が新たな指定管理者にとっては、結局は、また

その指定管理者を受けた業者が委託というふうな形になりはしないかなというのと、一体管理をしたときに、現在は不採算な部門ということで指定管理料が支払われてますけども、一体管理をしたときには、その指定管理料の減額とか見直しが行われるのかどうか。いわゆる一体管理をするしないによるメリットとデメリットを整理されて一体管理というふうに持っていかれたと思うんですけども、その辺のところの少し経緯というかを教えてほしいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。まず、今現在モンテ・ローザの部分とわくわく公園の部分と指定管理が違ってくるということで、非常に御存じのとおり隣接しているという部分がございます。現在、わくわく公園につきましては、樹木、芝生の管理とか水路の管理とか、樹木につきましても、低木の部分を管理していただいているということでございます。高木につきましては、別途、伐採、本当に専門業者の皆さんといいますか、高所作業車等々の利用も含めて行って、別途その部分だけ委託しているということでございます。

一体管理をすることによって、例えば芝生の部分を利用したアウトドアについて、新たな指定管理者がそれを利用した料金体系を図るとか、経営的にも一体管理のほうが非常に有利ではないかというような課内の中の話をしていただいた中で、今回、取りあえず1年という区切りをさせていただいております。

3年間の公募につきましては、そういった形で一体管理、具体的に詳細につきましては決めてはおりませんが、今後、公募に向けた形で詳細のほうは詰めていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第40号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第40号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第19 第41号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第19、第41号議案、財産処分の件を議題といたします。本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第41号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第41号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第20 第42号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第20、第42号議案、財産処分の件を議題といたします。本議案に対する質疑に入ります。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。先ほどの越知の件も今回の件もなんですけれど、雇用について優先的に地元の雇用ということなんですが、実際これはどのぐらいの人数になりますか。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。地元優先雇用ということで、具体的には、地元、いわゆる日本語の習得に向けた訓練といったような内容、そしてまた、施設の管理といったような内容もでございます。具体的には、人数、何名というふうにはおっしゃってなかったというふうに思いますけれども、様々な分野で協力をいただきたいというところがございます。施設の管理、そして日本の風習をしっかりと教えていただくという日本語の先生といったような部分でも、ぜひ協力願えればうれしいというふうにおっしゃっておりました。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第42号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第42号議案は、原案のとおり

可決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時40分といたします。

午前10時21分休憩

午前10時40分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。（「議長」と呼ぶ者あり）

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。少し辺地の関係の部分で訂正と、それから補足のほうをさせていただきたいというふうに思います。

まず、辺地の償還でございますが、少し私のほうが錯誤をしております、辺地につきましては、2年の据置きで10年の償還ということでございます。訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

それから、辺地の計画につきましては、年次計画につきましては、年次計画の中で総枠の中で変更は可能ということで、御理解をお願いしたいというふうに思います。

訂正と補足であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（廣納 良幸君） では、日程に戻ります。

日程第21 第43号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第21、第43号議案、令和2年度神河町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。19ページなんですけども、健康づくり対策のコロナウイルスワクチン関係で、13節委託料、一番最後の7,329万4,000円の中で、執行部の説明のときに書きよったんですけど、ちょっと書き切れないところがあって、新型コロナウイルスワクチン接種委託料5,191万4,000円、これの内訳をもう一回、参事、すみませんが、おっしゃっていただけますか。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。議員御質問の5,191万4,000円の内訳ということでございまして、内訳につきましては、接種の費用の関係で、基準額が2,277円で、人数が1万1,115人掛ける2回というところ。

2点目が、6歳未満の加算でございまして、基準額が726円、人数が309人、それで掛ける2回ということ。

それから、3点目が、予診費用でございます。これが基準額が1,694円で、人数が500人ということでございます。この3点を合わせまして5,191万4,000円とい

うことでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。6ページ目の繰越明許の関係で、予算の執行管理についての考え方をお尋ねしたいと思うんです。

今回も4億円近い繰越明許をしているということでございます。2年度においてそれぞれの理由において事業が執行できなかったということなんですが、その中で、商工費なり、土木の2点、この3点について中心にお話ししていきたいと思うんですが、峰山高原のスキー場のゲレンデ工事、これについては、一応当初予算の分につきましては工事が済んでおるんですが、また新たに693万2,000円ですか、工事が発生しているというその状況と、あと、積雪という要因の説明があったわけなんですが、これは緑化工事につきましては、過去から、活着するようにということで植栽時期については何回も言うてきたんやけど、同じく雪の関係で繰越しをせざるを得ないという理由なんですが、それについての予算執行管理をどのように考えられておるのかというのが1点です。

それからあと、土木費の水走り中河原線、それから作畑・新田線、これについても、これまで元年度からそれぞれ事業の繰越しをしてきております。そして元年度から繰り越してきた事業の完成時期が、年を明けた今年の1月なり2月という形になっとんですね。それ以降、確かに工区が違うから並行してできるとはいいいながらも、やっぱり入札を見てますと、年を明けてから何千万という工事の契約をされております。ということは、必然的に繰り越しせざるを得んじゃないかというような感じになってくると思うんです。理由としては、交通の打合せで時間がかかったとか、それから使用材料の関係で時間がかかったとかというような理由もありましたが、それならいっそのこと、もう1年間、事業を全く見送って、単年度主義の中での予算執行というのを考えるべきではないかということなんです。

辺地債につきましても、先ほどの話じゃないですけど、1年遅れで借入れをすることになります。そういうことになると、神河町としての信頼度というんですか、それに関しても影響してくるのではないかと思いますので、予算執行の在り方というんですか、執行というか、管理の仕方についてどのように考えておられるのかの点をお尋ねをしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） まず、多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。峰山高原スキー場のゲレンデ緑化工事でございますが、元年度の繰越分と、それから2年度の当初予算の分で一応整備をさせていただきました。元年度分については、最終10月の末で完成をしておりますが、残りのセンターハウスの周辺の部分が残っております。

10月、2年度の当初予算の分の精算を待って、それから残った予算の中で発注をかけるということございましたけども、今現在、10月の終わり、それから11月にな

りますと、今度は12月のオープンに向けてのゲレンデの準備等々もあり、また、12月から3月ぐらいまでは、当初提案があったとおり、積雪等によりできないというようなことですので、繰越しをさせていただいて、3月に契約して4月早々に着工したいというようなことで現在考えております。

おっしゃられるとおり、予算執行管理からいうと、もっと早く売ればというようなこともございましたけど、以上の関係で繰越しということにさせていただいております。御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 次に、野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。町道水走り中河原線及び町道作畑・新田線の工事の執行の件でございますが、町道水走り中河原線におきましては、大詰めのところまで来ておりまして、早急な開設をしていきたいというふうな考えの下、進めさせていただいておりますが、何分、工区分けも難しく、それぞれ順次やっていくというふうな中で予算を執行してっております。その中で、いろいろな、障害とは言いませんが、交通の関係とか関連する他の協議をしていかないといけない関係機関とか、その辺との調整等の遅れがございまして、スムーズな事業執行に至っていないのが現状でございます。

それから、町道作畑・新田線におきましては、随時、執行していく予定で進めておりますが、まだ一部用地の問題等、解決をしてない部分がございます、この点につきましても開設していく工区の選定に苦慮をしているというところでございまして、何分事業がスムーズに執行していかないというふうな形で、大変申し訳ございませんが、こちらのほうとしましては、早期の開設に向けて進めさせていただいているというのが実情でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。繰越明許に関する部分につきましては、三谷議員さんの御指摘のとおりだというふうに思っております。繰越明許につきましては、会計年度の独立の例外というところでございまして、本来であれば、年度内の事業につきましては年度内に執行する、計画的にやるということが原則でございます。その中で、要件としての理由が成り立つものについては、明許が認められてるというところで認識をしております。

基準としましては、会計検査院等から出ているような繰越事由というところを基準にしているところでございまして、ただ、補正と併せて繰越明許というところの要望が出てくるところでございまして、今後は、十分にその執行計画等につきましても、それから繰越しの要件でございます理由につきましても、財政としまして原課のほうから早い段階で十分に聞き取り等をやりながら、適切な執行ということに努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。以上で

ございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。13ページ、社会福祉費補助金の中で、人生いきいき住宅事業補助金があるんですが、これ、いい制度だと思うんですが、その制度の説明をもう一度教えてほしいんと、その申請減によってマイナスになってるということなんですが、この理由はどういうことでこうなったのかというのを教えてほしいんです。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。人生いきいき住宅助成事業につきましては、一般と特別型がございます。一般につきましては、65歳以上の方が住宅改修を行う、これも、その住宅改修を行って、最後まで自宅のほうで生活をするということを目的として行います。特別型というのは、身体障害者手帳と、あと介護保険の認定をされている方、この方について補助をしていくことになっております。それぞれ一般と特別型では具体的には補助率が変わってくる、また、上限金額も変わってくるということになっております。

本年度、6月、9月という形で人生いきいき住宅改修の補正を上げさせていただいたんですけども、年度当初かなり申請のほうが多かったというところで、このままいくと予算では足りないという状況で、補正を2回させていただきました。ところが、その後、思ったほど進まなかったというところで、金額のほうが多くなってしまったということで、今回補正のほうで落とさせていただき、当然それに伴って国、県の補助金のほうも落とさせていただいたというところでございます。ただ、この事業につきましては、一応12月末で締切りをさせていただいて、3月中までに工事が完成しないと補助対象にならないというところがありますので、実は去年の1月、2月、3月に相談があった方については、そのような事情がありますので、4月以降に申請をしてくださいというような話を毎年しております。

ですから、年度当初にどっと申請のほうが多かったというところで、このままでは予算のほう足りないというところで補正をさせていただいたんですけども、補正が通った後、ほぼ申請のほうも出尽くしていたというような状況で、大変申し訳ないんですけども、今回補正で減額をさせていただいたというところでございます。具体的な補助内容については、個々に相談を受けながら、その方もしくは家族の方、また、業者の方と説明をさせていただいてますので、簡単な説明にはなりますけども、以上、説明と代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） その補正を上げてから、こういう制度があるっていうPRはされてましたか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） PRというのは特にしてはおりません。ただ、介護保険のパンフレット等でこのような助成制度がある、また、障害者の方については、一覧表、このような障害のサービスがありますよという一覧表を毎年作っております。窓口に来られた方にそのようなパンフレットをお渡しさせていただいてるのと、あと、新たに手帳を交付される方についても、そのようなパンフレットをお渡しさせていただいてるところでございます。また、ケアマネジャーさん等々を通して、このような補助事業もありますよというところについては周知をさせていただいています。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） せっかくのいい制度なんで、補正まで上げてやるのであれば、いろんな形で、一番当初なんかやったら人があふれるほど来られたということを今言われてますんで、やっぱり県に返納するんじゃなくて、有効に活用してほしいと思うんで、今後そういう形で進めていってほしいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） ありがとうございます。健康福祉課、桐月でございます。広報紙、また、ケーブル放送、それからいろんな形の媒体を使って皆さんに周知をこれからもさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。先ほど三谷議員の質問とも少し関連するんですけども、6ページの繰越明許費の一番上の廃校施設跡地活用の整備事業、これは大山小学校の跡地の活用した公園等の整備というふうに理解してるんですが、1,884万円が未契約繰越しということで、予算書18ページの教育費のところを見ますと、最後の諸費のところ、今回、工事請負費が1,150万円増額補正をされているという状況があります。

まずは1つ聞きたいのは、この増額の補正の工事の中身ですね。この差額が恐らく当初で予定されてた工事だと思うんですが、当初どのような工事が予定されていて、今回の補正によってその工事がどのように変更になるのか。変更額のほうが大きいわけですから、その中身を教えてほしいのと、もう実際、予算編成の時期には、今の校舎の取壊し等についても遅くなってたわけですから、本来ですと単年度主義でいくと、今回の3月補正で一旦この整備費については減額されて、令和3年度で新たに上げられるという形のほうがきれいだったんじゃないかなと思うというのが2点目の疑問です。

それと、特定財源として地方債が1,940万円、これは32ページの地方債の一覧表の下から2番目、18番で1,940万円が新たに特定財源として今回3月補正で上がってるんですけども、この1,940万円と未契約繰越しで繰り越されようとする1,884万円、この差異についてもちょっと分からないので、教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず、1点目の関係でございます。これにつきましては、廃校解体後の公園等の整備というようなところでございまして、まず繰越しになったのは、解体の工事が着工が少し遅れたといったところで、それに伴いまして繰越しをお願いしたいというようなところでございます。そして増額になってる部分につきましては、この間、地元のほうと十分に協議を進めてきてるわけございまして、その中で、当初は倉庫でありますとか、それからトイレ、そういったところのものを中心に整備というようなところの計画をしてございました。

具体的なところは、予算の措置の段階ではまだ地元と詰めていなかった状態でございますので、それ以降で地元とも数回、関係区長様を中心に御協議をさせていただいた中で、あずまやでありますとかトイレでありますとか、そういった位置、それから少し使い勝手のいいようなところで、跡地のところの公園的な部分で使っていただけるように整備をしたいというようなところで、少し思っていたところよりも調整をさせていただいた中で、事業費のほう膨れてきたといったところが変更のところの内容でございます。

それから、2点目のところでございまして、繰越しという形で取らせていただいております。御指摘は、一旦補正で減額をした中で、再度3年度の予算に上げるほうがいいのではないかとというようなところのお話でございますが、解体の部分と跡地の整備の部分を含めて一体で過疎のほうの計画のほうにのせてございまして、その関係で繰越しというような形のほうになっていったというようなところでございます。

それから、3点目の差額の部分のお話でございますが、50万円という差額というようなところでございまして、それにつきましては、解体工事のところ、一体的にやるというような考え方の下で少し予算のところの残が出ましたので、そちらのほうを流用させていただいてるというようなところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 繰越しになったのは、現行法でいう過疎の計画と今後制定される新法の過疎の計画は分けなければならないと、そういう意味なんですか。そういう理解でよろしいですか。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。先ほど申し上げました過疎の関係につきましては、新過疎法に基づく部分ではございませんので、澤田議員さんのおっしゃってるところの部分でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。ちょっと教えていただきたいです。

10ページの歳入のところの説明で、固定資産税のところですか。影響は、コロナによる猶予特例でというお話だったと思うんですけども、この減額分の3,958万4,000円が丸々その猶予特例分なのかどうかを教えてくださいたいのと、これちょっと私の理解が間違っていたら御指摘していただきたいんですけど、多分猶予特例は1年ですかね。そしたら、例えば、この4,000万弱が丸々猶予の分であれば、次期の3年度予算にその分が影響というか、のってるのかどうかというのを教えてくださいたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。固定資産税の減額分になりますけども、徴収猶予の特例分についての減額については、このうち1,500万円が徴収猶予の特例になっております。それ以外は、やはりコロナの影響により納付が遅れているというところが原因になっております。

また、猶予特例分が1年後の納期限になっておりますので、通常でありましたら固定資産税の第1期が5月31日ですので、1年後、令和3年5月31日までに1期が入れば出納閉鎖までになるので令和2年度の収納になるんですけども、令和2年度につきましては、土曜日、日曜日の関係で固定資産税、第1期の納期限が6月1日となっております。それによりまして、一番最初の徴収猶予特例が令和3年6月1日まで納期限が延びておりますので、それまでに納付していただくことは可能ではあるんですけども、そこまで延ばされた場合には令和3年度収納になりますので、令和3年度の滞納繰越分のほうに幾らか見込んで計上しております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ちょっと教えてくださいたいんですけども、30ページの一般会計補正予算の新規事業説明一覧の中で、一番最後の行ですけども、小学校費の中で教育活動継続支援事業として、目的が、学校の感染対策の徹底を図りながら、コロナ禍に対応する教職員の資質向上を図るとしてあります。それから事業内容として、学校教育活動を円滑に継続するために必要な取組を支援するとありますが、この必要な取組、当町ではどういう取組をされてるのか、ちょっと教えてくださいたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。30ページの学校教育活動継続支援事業240万円、小学校の分につきましては、未契約繰越しということで、3年度に繰越しをさせていただく分でございます。内容につきましては、感染症対策を強化するというところでございます。

当町の予算につきましては、その感染対策の消耗品であったりとか教職員の資質向上に係る研修費として、1校当たり10万円を計上しております。それと、備品購入ということで、1校当たり、空気清浄機、単価として10万円を各校2台ずつ購入するとい

う予定にしております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。もう1点教えていただきたいです。

24、25ページの小学校費、中学校費のパソコンリース料の減額ですね。これ私、すみません、説明で聞き逃してて、G I G Aスクールまでは聞いてたんですけども、恐らくそのG I G Aスクール絡みの事業確定による減額だと思います。その理解で正しいのかと、この際なので、G I G Aスクールのいわゆる進捗状況、それを教えていただきたいですね。今後といいますか、例えば4月1日からこういったことをしますよみたいなことがあれば、お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。24ページの方で小学校費がパソコンリース料721万6,000円減額しております。中学校費でパソコンリース料として350万5,000円を減額しております。この部分につきましては、要因として2つございまして、1つは、G I G Aスクールの関係のサーバーの設置であったり、教職員のパソコンであったり、電子黒板、書画カメラ等々の購入しております。その分のリース代金、5年間ということなんですけども、それをリース契約をさせていただいておりましたが、当初より少し導入が遅れたというところございまして、8か月を本年度見ていたのが11月の契約になりましたので、5か月ということになりまして、その分が小学校費で547万円の減、中学校が274万2,000円の減です。

残りとしましては、令和2年度の6月補正で計上させていただきました、無線アクセスポイントに係る管理ソフトのライセンス料というところで上げさせていただいたんですけども、当初はまだ現場確認ができずに概算で予算を上げていたということもあったんですけども、その中で、アクセスポイント、要は無線LANの中継ポイントになるんですけども、ちょっと業者と相談しまして、要はより充実させるというところでアクセスポイントの数を増やしたんですけども、その中で、補助申請をする中で、やはり国全部がそういったところで国の予算が全然足りないということになりまして、補助金のほうが申請額よりも配分という形で参りましたので、そこで改めて、また学校のほうの現場を確認して見直しをしたところ、このアクセスポイントが発生するまで届かなくて、予算の中で要はW i - F i環境が保てるという結論が出ましたので、結局6月に上げさせていただいたアクセスポイントのライセンス料につきましては、このたびで全額落とさせていただくということになりました。金額としましては、小学校費が174万6,000円の減、中学校費が76万3,000円の減ということでございます。金額の内容につきましては以上でございます。

あと、G I G Aスクールの進捗ということでございます。今後、臨時休業等も踏まえ

ながら、家庭でのタブレット、今もタブレットを学校で活用しておりますが、家庭でのオンラインというところに向けて進めていくわけですが、まだまだそのところ、教師の指導力であったりとか、そういうものも含めて今検討中のございまして、これについても今年度スクールサポーター配置事業というところで専門家の支援をいただいております。端末の使い方であったりとか今後のオンラインの方向性を検討しているということと、来年度、単費ではございますが、1年間またそういったサポーター的な支援をいただく予算も上げさせていただいております、その中で進めていきたいと思っております。

現時点では、まだ家庭に持ち帰るところまでは進んでいないんですけども、このコロナの環境の中で体育館での終業式であったりとか集会は現在しておらず、各教室で先生が画面に映して、教室で終業式であったりとか集会を行っているというような状況で、そういった中でタブレットであるとかいうところを活用したりしております。また、一部の授業でも少しずつ授業の中でタブレットを活用しているというところでございます。長谷小学校については集会とかは一堂に会してやっておりますが、その他の学校については、まだ体育館で一堂に会して行っていないというところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかに。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。3回目です。19ページの一番下の衛生費の委託料の、先ほどほかの議員さんからの質問で、新型コロナウイルスワクチンの接種委託料、これの算出の根拠の住民の人口が、16歳未満の方も含めた人口がこの基礎の算出の根拠になってたと思うんですが、現在ファイザー社の分については、事前の治験で安全性や有効性が確認されないということで、当分の間は16歳以上の方が対象ですよということで、いろいろとマスコミ等もPRは行われてまして、住民の方々から子供たちはどうなるんやということをお聞きするわけですね。それで、そういうことはどうなるのか。

先ほどの接種の委託料の算出根拠からいうと、行く行くは子供たちも接種が行われるというふうに思っているのか、その時期がいつ頃になるのか、どういう要件でなるのかということをお聞きしたいのと、昨今の国会の審議等を聞いてますと、この前の民生福祉常任委員会とか3月の補正の内容等をお聞きした以後も、結構スケジュールがどんどん遅れていってると思うんですけども、現段階で神河町でどのようなスケジュールを考えておられるか、この2点をお尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。澤田議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど言われましたとおり、ファイザー社につきましては、16歳以上ということに

なっております。治験のほうはまだ進んでいないというところでございます。ただ、アストラゼネカ、これが今、厚労省のほうに承認の申請をされていると。あと、モデルナ社については、まだ未申請ですけれども、これからされるというところで、このファイザー社以外につきましては、1歳以上の子供さんもできるというような話が出ておりますので、このワクチンのほうが日本のほうに入ってきて、各自治体のほうに配布をされるようになれば、全ての住民の方が接種できるということになりますので、それを想定して予算のほうは全住民の予算を組んでおります。

今後の予定であります、なかなかEUが管理をしていて、日本のほうに輸出をされるというワクチンのほうが少し不確定な部分があります。ただ、町としましては、予定どおり4月の17日から接種ができる体制で今予定を組んでます。4月の17日から予定を組んでますが、入ってこない場合は、それを何日かずつ後にずらしていくという形でもう既に予定を組まないというよりは間に合いませんので、一応そのような形で病院とも調整をさせていただきながら準備を進めているというところでございます。

また、住民の方の周知というところで、16歳未満の子供さんはどうなるのかというような不安も持たれてると思いますので、4月号の広報にもページのほうを割いて、また、チラシのほうもいろんな形で皆さんに周知ができるようなことを考えていきたいというふうに今思ってますが、ただ、ころころと国のほうが今変わっているというところで、あまり不確定な部分までは出せないというところがありますので、その辺を考慮しながら、町民の皆さん方に不安を与えないような形で周知のほうをしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、第43号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第22 第44号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第22、第44号議案、令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第44号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第44号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第23 第45号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第23、第45号議案、令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第45号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第45号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第24 第46号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第24、第46号議案、令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月17日に行いますので、御了承願います。

日程第25 第47号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第25、第47号議案、令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第47号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第47号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第26 第48号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第26、第48号議案、令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第48号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第48号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第27 第49号議案

○議長（廣納 良幸君） 次に、日程第27、第49号議案、令和2年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第49号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第49号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第28 第50号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第28、第50号議案、令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

討論に入ります。討論のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第50号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第50号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第29 第51号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第29、第51号議案、令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月17日に行いますので、御了承願います。

日程第30 第52号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第30、第52号議案、令和3年度神河町一般会計予算を議題といたします。

質疑に入る前に、若干申し添えさせていただきます。

一般会計につきましては、配付しておりますとおり、議長から指定します質疑の範囲において、同一議員、質疑3回の原則を適用します。

以上、議員各位には、格段の御協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、本議案に対する質疑に入ります。

まずは歳入について、事項別明細書、1款町税から11款地方交付税、15ページま

でをお願いいたします。ございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 予算説明資料の11ページのところの固定資産税の部分について少しお尋ねをしたいと思います。

固定資産税、土地については、今回の評価替えによって少し前年度の課税標準から見ると、かなり減額になってる、家屋についても経年劣化で減額になっている、償却資産については、後ろにあります収入見込額のところの大河内発電所分が、前年度の当初では4億8,164万5,000円であったものが、今回5億3,496万2,000円ということでプラス5,331万7,000円の増額ということで、この分については新たな発電施設の分ということで増額になってるといふふうに理解はしとんですけども、15ページの地方特別交付金の新型コロナウイルス感染症対策の地方税の減収補填分、この部分が1,600万円今回当初予算に計上されてるんですけども、この部分は、令和2年度と令和3年度の差というふうに理解していいのか、令和2年度分で課税標準の特例、また、徴収の繰越し、延期、そういったものでこの1,600万円というのが計上されてるのか。固定資産税の前年度の当初の調定額や今年の調定額と比較したときに、少しこの15ページの1,600万円がどのような形で算出されてるのかというのがちょっと分かりませんので、それを教えてほしいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。まず、固定資産税のことについて説明させていただきます。

こちらのほうは、令和2年度と3年度の差は、3年度のほうが大河内発電所の関係で増えております。通常でしたら、ここが減ってる分が交付税のほうになるかというのが考え方だと思いますが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、新しい経営環境にある中小事業者であったりとか、償却資産と事業用家屋における課税標準を2分の1またはゼロとする特例が設けられております。それによって、通常であれば令和3年度の償却資産の固定資産税がもう少し増額になる予定ではあったんですけども、そちらのほうを見込みまして通常の約20%減として予算に上げておりますので、その分についての交付税算定措置となっております。その減額になる分については、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により全額国費で補填ということになっておりますので、そういった中小企業者の償却資産の減免分を見ております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。少し補足になるかどうか分からないんですけども、まず発電所の関係部分につきましては、償却の更新で7,600万円程度というところの増額の見込みでございます。これを除きまして、単純に従前の部分の償却の減が2,300万円程度の減になるところでございます。

それから、新たに地方特例交付金の関係の部分につきましては、コロナによる影響部分というところで1,600万円を見込んでございます。これにつきましては、交付税におきます基準財政収入額の算入がないというところで、交付税の中で措置がされているというふうなことになってございます。それから少しほかの部分で、特例措置によります徴収猶予につきましても基準財政収入額には算入されないということで、措置をされるということでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 1番、安部です。11ページの地方交付税ですね。これについては、昨年度から大きく減額をされておられるわけなんですけども、説明を聞いたときには、普通交付税が減額になったということなんです。それについての大きな原因としては、国勢調査による人口減少があったということの現れなんかどうか、その辺のところをお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。普通交付税につきましては、少し大きくと言ったらおかしいですけども、大きく減少というところでございますが、総額的には臨時対策債のほうに回っているというふうなところがございます。

内容のところでは要因的なところでいきますと、今回の令和2年度の国勢調査の人口を反映するというふうになってございますので、そういった部分で需要額のほうが増減したというところが1点でございます。そして収入額の部分については、若干減っているというふうなところがございます。それから一本算定に係る部分が少し減ったというふうなところもございます。

今回の部分につきましては、相当程度、国の経済というところで落ち込みがあるという中で、その中でも、国のほうでは、金庫を開いて地方のほうに例年部分並みのところの交付税措置をするというふうなところで地方債計画のほうは出てございます。その中で、臨時財政対策債のほうが大きく上がったというところで、地財計画の見込みでは臨時対債については1.57倍というふうなところになってございまして、総額的には実質部分は少し増えてますが、例年並みの交付税総額は確保されているというふうなところで認識をいたしております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。先ほどの安部議員の交付税の関係ですが、説明資料の15ページを見ますと、ここに地方交付税のことが書いてありまして、この地方財政計画の率、交付税については5.1%の伸びですと書いてあります。この5.1%の中に先ほど言われた臨時財政対策債も含んで5.1%伸びたのか、純粹

に交付税だけで5.1%伸びたのか、その分をはっきり教えてほしいんです。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。地財計画の伸びといったところございまして、ともに臨対債を入れましたら伸びているといったところでございます。すみません、少し若干同額程度というようなところございまして、臨対債の合計を入れまして若干の0.4%ぐらいの減というところで仮試算のところでは出てございます。それから水準超経費を除いた交付団体ベースでは、0.6%程度増えているというようなのが地財計画上の部分でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございせんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 澤田です。予算書の13ページ、町税の個人住民税のことについてお尋ねします。

昨年度当初、また、令和2年度の現在の調定額と比べると、3,000万円程度減額、去年よりは税収が少なくなるという予算になってるんですけども、これは、やはりコロナウイルスの関係での住民の方々の所得の落ち込みというふうに理解をすればいいんでしょうか。お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。現在のところ、大きく変わるところはなかったんですけども、出てきています給与支払い報告書であったりとか、そのデータを見ましたところ、若い方の仕事の職場離れというのが目立ちまして、そういったところを見込みまして、全体の課税額のほうはまだ大きく変わってないかと思われましたが、やはりたくさん離職されてる方というのが大きく考えられましたので、コロナの影響を受けたものとしてこれだけの減額をさせていただいております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございせんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

次に、12款交通安全対策特別交付金から22款町債、31ページまでをお願いいたします。ございせんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

それでは、これより歳出に入ります。

1款議会費、33ページまでをお願いいたします。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

次に、2款総務費、50ページまでをお願いいたします。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 小寺です。すみません、予算説明資料の31ページのほうでお聞きします。

この真ん中ほどに総合行政用コンピュータ運営事業で1億5,000万程度上げられるんですけども、前年度に比べて4,264万9,000円と大きく予算が跳ね上がってるんですけど、この要因を教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。説明資料31ページの総合行政用コンピュータ運営事業で昨年比4,200万円余りの増額理由ということですね。

1つは、システム更新ということで、グループウェアの更新に関する部分、それからインターネットを見に行くライセンスのいわゆる使用料に関する部分、そして住基の関係のタッチパネルの更新に関する部分、合わせまして約2,400万ほどが増額になっております。

それから、システム改修ということで、基幹系の業務ということで、税とか戸籍とかになりますけれども、その部分の更新に関する増額が1,000万余り、1,100万近くございます。それからパソコンのリースということで、昨年度において基幹系の業務について5年間契約をしておりましたけれども、プロポーザルによって契約事業者の更新決定をさせていただきましたけれども、その昨年の契約分が10月末であったために、4月から10月まで、4、5、6、7、8、9、10ということで7か月分のリース料を計上しておりました。それが、実際に業者が継続ということになりましたので、11月分から5か月分のもを増額して1年分ということで予算計上しておりますので、この部分が700万余り出てきております。ほかに少額の部分がございます、合わせて4,200万余りの増額ということになってございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございせんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 説明資料の32ページの上から4行目、新規事業として、行政オンライン手続推進事業、これは要は国が進める印鑑の押印の廃止ということで、ここに、ただ、オンライン手続というふうになってるんですが、これの中身、どのようなことをどこまで考えておられるのか、教えてほしいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。行政手続の支援業務委託料というところございまして、まず目的といたしましては、行政の押印制度等の見直しを図る中で、書類等の規制、対面等、コロナを受けまして、そういったところを進めていくというような目的を持ってございます。

そして何をするのかというような御質問でございます。こういった形でこういった行政手続のデジタル化、オンライン化等を進めていくかというような、実施の大枠の要領、それから書面規制、押印でありますとか対面規制の見直しの基準、そういったものをま

ず作成をいたしまして、そしてそれに基づきまして、例規等に基づきます行政手続等の抽出等を調べてまいります。それで、最終的にそういった例規との整合等を取りながら、一覧等を各課のほうに提示をいたしまして、さらにそういった部分の内容の確認をしていただくというような形のことを考えてございます。

そしてそれに伴います押印の廃止に伴いまして、法令、条例等の改正等が必要なものはあるかどうかといったところの部分を調べていきます。最終的にそういったところの取りまとめをし、整備ができましたら、本格的に行政のオンライン化の手続を少しそういった方針の下に進めていきたいというふうなところでございまして、今年度につきまして予算化をしてるのは、特にそういった準備の部分で十分に漏れ落ちがないかということ进行调查をしていきたいというような経費で計上させていただいてございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） ということは、要は行政の手続に押印を廃止するためにどうすればいいかということ、役場の業務全てについて業者をお願いして整理をするということなんですね。

○議長（廣納 良幸君） 岡部特命参事。

○総務課参事兼情報発信特命参事（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございまして。澤田議員さんおっしゃるとおりの内容でございまして。条例整備等を行わないことには次の手続にいけませんので、まず、そこら辺を上位法とかの審査をしながら進めていくということで、そういった例規の専門業者との協力によって進めていこうという、そういう予算でございまして。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 50ページまでを終結します。

ここでお諮りします。昼食のため暫時休憩といたします。再開を13時ちょうどいたします。

午前11時53分休憩

午後 1時00分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

次に、3款民生費、59ページまでをお願いします。

安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。58ページの委託料、縁結び事業委託料なんですけども、これ100万円上がとんですけど、これまでに、さくらんぼの会とか、いろいろこういう系列の事業をやられておるんですけども、その進捗といいますか、成果はどういうふうな成果が表れておるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

この間、今年については、コロナ禍というところで、イベント等については極力少人数のイベントという形で、2対2とかといったような形でのお見合いをしたりとか、オンラインの取組もさせていただいております。今年度については、成婚についてはございませんけれども、まだその2対2のお見合い等でやり取りを続けているといったような実績も上がっておるというところでございます。

それから、これまでの過去からの取組の中で、本年度において、平成30年度の婚活イベントでカップルになられた方が1組御成婚という形になっております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。説明資料の44ページ、防犯対策のところ、町管理の防犯カメラ、今年3基つくみたいなんですけど、これはどこになってるかというのが1点。

それと、その上の社会福祉総務というところの金額、これ104万になっとんですが、説明資料で見ると、合計すると150万ぐらいになるんですが、その2点ちょっと教えてもらえませんか。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。まず、1点目の栗原議員御質問の防犯対策事業の防犯カメラの3か所の場所だと思います。令和元年、2年度におきまして、国道、県道におきまして他市町にまたがっている箇所におきまして防犯カメラを設置いたしました。そして来年度からにつきましては、国道、県道以外、町道ですとか、ほかの路線で主要な交差点につきましても設置をすることによって、そのまたがる場合に全てをカメラで捉えることができるというそういった場所ということで、まず町道なんですけれども、新野の一番南の、ちょっと町道名は分かりませんが、県道より1本JRの東側の町道の市川との境に1か所、それから岩屋地内で県道加美穴栗線で、岩屋のあの旧の町道高坂線ですね、昔、桃園がございました、あそこの交差点。それから、あともう1か所は、新田区内の林道水谷線と町道作畑・新田線の交差点、その3か所でございます。

2点目、すみません、104万1,000円は合ってると思うんですけども、財源内訳、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

すみません、高木でございます。ちょっと今から調べますので、後から報告させていただきたいと思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 今の新しい防犯カメラのつくところを教えてください。

ですが、実は数か月前ですか、岩屋のほうで車上狙いがあるって、その持ち主の方が車上狙いで携帯とかいろいろ盗られたんですけど、探知してもらったら香美町のほうで出てきたと。警察のほうにも入ってもらって調べてもらったんですが、岩屋のとこのその防犯カメラが岩屋地区のカメラで、全体が全然捉えられなくて、結局せっかくついても意味がなかったということがあったんです。だから、つけてもらうときに、やはり両方とも写るように、そういう位置設定をきちっとしてつけてほしいというのが希望なんです。それだけです。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 高木でございます。栗原議員の質問といたしますか、御意見につきましてですけれども、岩屋につきましては、県道加美穴栗線と県道岩屋生野線の交差点ということで、主要な交差点であるということで町としても位置づけておりますけれども、先行して区のほうが防犯カメラの設置をしていただきました。

今の防犯カメラにつきましては、区所有で管理されておるんですけれども、先般のその事件におきまして、画像が写っていなかったということをごちらもお聞きしてるんですけれども、ちょっとやっぱりあの道路、南から越知谷方面へ行く車がスピードを出して通過をするということで、今1台ついてるんですけども、それを2台にしなくてはならないということをおの箇所においては考えてます。ということで、主要な交差点ということで、もう1台の追加と今ある1台につきましては、もう町のほうで管理をするということで、できましたら来年度もその追加といたしますか、そのことも今のところ考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

次に、4款衛生費、66ページまでをお願いいたします。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。説明資料のほうの61ページの一番上の行に新規事業として、感染症対策健康づくり事業が上がっておりまして、その中に備品購入費としまして317万1,000円の予算が措置されておりますけれども、これはこういったものを購入されるのでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。備品購入費につきましては、子供さんの知育玩具が約9万円、それから体組成計14万5,000円、スチームオープン約3万2,000円、スチール棚が4万6,000円、それと血管年齢・ストレス測定器で143万円、あと、ポケットクといひまして、手話通訳に使う機械になりますけれども、9万7,000円、以上、内訳です。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） その備品をそれぞれ置かれるとこって、どこに置かれるんですか。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。ポケトークにつきましては、本庁舎と支庁舎とそれぞれ窓口のほうに置きたいというふうに思ってます。それ以外については支庁舎のほうで管理をさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。
三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点教えていただきたいと思えます。

予算説明資料の61ページです。今回新たにインフルエンザ予防接種推進事業ということで、これは新型コロナウイルスとの重複感染等の絡みの中で新たにこういう事業が設けられたようですが、今回のこの新しい事業と、これまで行ってきたインフルエンザの予防対策等の分との違いというんですか、どこがどう強化されたかという分の、その内容の説明だけお願いしたいと思えます。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。まず高齢者につきましては、これまで本人負担が1,500円でさせていただいてました。今回コロナの予算がつくというところがありますので、高齢者65歳以上についても、本人負担はなしで令和3年度はインフルエンザを実施したいというふうに思っております。

それと、中学生全員につきまして、これも無料で予防接種のほうを実施したいというふうに思ってますし、あと、40歳から59歳までの身体障害者手帳で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能の障害を持っておられる方、この方についても免除をさせていただきたい。それと、今、中学生と言いましたが、1歳から小学6年生までの方に対しても本年度は無料で実施したいということで、免除の幅を広げさせていただいたというところがございます。（「議長、先ほどの後で」と呼ぶ者あり）

○議長（廣納 良幸君） 結構です。
高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） すみません、先ほどの民生のところでは栗原議員からの御指摘の予算説明資料44ページ、上から2つ目の社会福祉総務経常事務事業でございますけれども、その右から2列目の主な事務事業の説明といたしまして、その中の3行目からの旅費等の事務費51万6,000円、この分を削除させていただきたいと思えます。その分につきまして修正をさせていただきます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 後で差し替えするの。

○住民生活課長（高木 浩君） 差し替えします。

○議長（廣納 良幸君） 後ほど差し替えさせていただくということでございます。御理

解ください。

続いて、衛生費、ございませんか。

小寺議員。

○議員（４番 小寺 俊輔君） ４番、小寺です。先ほどの三谷議員の関連でお聞きします。

今、健康福祉課長が、高齢者や１歳から中学生というのを説明していただいたんですけど、その想定対象人数、それを教えていただきたいのと、この定期インフルエンザと任意インフルエンザの違いっていうのも併せて教えていただけますか。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 取りあえず人数のほうを先に説明をさせていただきます。

定期インフルエンザというのは、６５歳以上の高齢者を指しております。人数としまして、４、１５９人の７２％が接種されるであろうということで予算を組んでおります。

次に、１歳から１２歳までにつきましては、８６０人を想定しております。ただ、小学生以下につきましては、２回に分けてインフルエンザを接種するということに想定しております。その率としましては８５％を想定しております。

次に、中学生につきましては、１９１人の９０％を想定しております。それと、身体障害者、それから生活保護の方等々を合わせまして、１３３人、９０％が接種するところで予算のほうを見積りをさせていただいております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

次に、５款農林水産業費、７４ページまでをお願いいたします。質疑のある方。

藤森議員。

○議員（８番 藤森 正晴君） ８番、藤森です。説明資料の７５ページの一番最後の説明なんですが、ここに③各団体が行う水産多面的機能発揮対策の負担金として２団体という団体が上がってる、この２団体はもう決まっておるんですか。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課特命参事。

○地域振興課副課長兼農林業特命参事（前川 穂積君） 地域振興課、前川でございます。

この水産多面的機能発揮対策を３年度に行います２団体は、長谷漁協と寺前漁協でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

小寺議員。

○議員（４番 小寺 俊輔君） 小寺です。予算書でいいますと、６９ページの下から２番目、営農継続支援補助金のことで少しお聞きします。

説明資料ですと、７０ページの下から３段目のことなんですけども、これは質問とい

いますか、教えていただきたいんです。要はコロナによって価格が低迷というか、下落した分を援助するというものだと思うんですけども、水稻で15円から30円、小豆でキロ200円という金額を算出されてますが、これは、全国的な平均でこれだけ落ちたからこっだけのを補償するというものなのか、いや、そうではないですよと、神河町ではこっだけ落ちたからこの金額にした、いわゆる金額の算出根拠、それを教えていただきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課特命参事。

○地域振興課副課長兼農林業特命参事（前川 穂積君） 地域振興課、前川でございます。それぞれの価格の算出根拠としましては、JAの買取り価格を参考にしておりますので、町独自の金額でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。質疑は終わってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

次に、6款商工費、78ページまでをお願いいたします。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 説明資料の76ページの一番上の行、新規事業で商店街お買い物券・ポイントシール事業ということで新たに予算措置がされてるんですけども、いわゆるその対象となるお店、従来からいろいろと指摘をしております町外資本の大きな部分についてもこの事業の対象になるのか、経営が対象になるのかどうか、教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。商店街お買い物券・ポイントシール事業でございますが、この事業につきましては、商店街もしくは商工会というくくりがございますので、商工会の事業ということで、商工会員さんの事業所ということになる予定でございます。ですから、商工会に入られてる大型店舗の方についても対象となるということでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点教えていただきたいと思います。

先ほどの澤田議員のお買い物券の分ですが、昨年度は、コロナの関係で、従来のハートフル商品券にプラスして地域商品券、観光商品券とたくさん発行されましたので、それぞれの事業所については非常に救済されたなというふうに思ってます。そういう中、コロナについては3年度まだまだ続くような雰囲気もありますので、この3年度予算の中で、こういう商品券等で販売業者を救っていきこうという分は町全体でどのようなものがあるかというのをトータルで、総体的な質問になるんですけど、その内容を教えてもらい

たいと思います。極端に言いますと、ハートフル商品券、これは従来どおりありますよとか、そういう意味での町全体での商品券の発行予定を教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。3年度予定しておりますのは、商店街のお買物券、これは県と随伴して行うものでございますけど、これは制約がございまして、10月までの任意の2か月間とか、もしくは少し延ばしてもいいというようなことをお聞きしてるんですけど、そういった形での事業でございます。

従来のハートフル商品券については、いつも前期、後期と分かれて実施してございましたけども、これについては今度後期の部分で、予算につきましては例年と同じなんで、その部分を含めた形での発行という形を行うこととしております。ですから前期、7月、8月、9月ぐらいまではこのポイント事業、それから後期、10月以降につきましてはハートフル商品券といった形で実施を予定しております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。これも1点教えていただきたいと思えます。説明資料の77ページですね、これも説明があったかもしれないんですけど、スキー場の施設内の道路改良工事ということで1,500万円上がってますが、具体的にこの工事の内容を教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） スキー場内・施設内の道路改良工事でございます、この部分についてはリフトの稼働中については、その下の道路の車での通過については禁じられているという部分がございます。ちょうどセンターハウスの前でございますけど、現在は車の通行する場合はリフトを止めて車を通行させている状態で、春から秋まではキャンプ場のお客さんも大変多く、巨大ジャングルジムを営業する場合はリフトを稼働しながらの運営に支障を来しているため、今年度町道からちょうどセンターハウスの入り口からキャンプ場に向かう、図面で言えば分かるんですけど、なかなか言葉では言いにくいんですけど、ショートカットをするという部分で、リフトを避けた形での道路を新設するというものでございまして、約150メートル、幅員で5メートルを確保するというものでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 小寺です。関連でお聞きします。私は先ほどの話はもう恐らくサイクリングロードの改修かなと思ってたんですけども、ショートカットで新たにということになると、県立自然公園内なんで、それこそいろいろ出てくると思うんですけども、そういったもろもろの諸手続というんですかね、スキー場こさえるときは何かありましたね、審議会でしたっけ、そういったものは必要ないのかと、お願いした

いのが、予算特別委員会が開かれると思いますので、そのときにはその図面も併せて出していただきたいのをお願いしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。この道路の新設につきましては、県の自然環境課と協議を進めております。一応の内諾は得てるということでございます。

特別委員会のときには図面の部分、平面図的などところは提示できるかなと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。予算書の78ページの大河内高原の整備費が今回廃目されて、観光振興費に一本化されたわけですが、この思いというか、今まで従来整備費の特に目を設けられておって、今回観光振興費に一本化された思いをお聞かせください。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。大河内高原整備費、目でございますが、廃目とさせていただいてございます。これにつきましては大河内高原整備費という形で一定程度整備のところの区切りがついたというふうなところで、観光の部分に、事業としましては観光施設等の管理事業というところに統合させたというようなことでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

次に、7款土木費、83ページまでをお願いいたします。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。予算書でいいますと、80ページの上から6行目やね、工事請負費で新野駅のトイレ改修工事で158万4,000円上げておられます。

説明資料のほうなんですけれども、79ページの上から2段目ですね、こちらのほうは184万8,000円と、金額がちょっと開いてるわけなんですけど、どちらが正しい金額なのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。小寺議員の御質問の答えをさせていただきたいと思います。

予算書の80ページの工事請負費、JR新野駅トイレ改修工事請負費ですけれども、この158万4,000円が正規でございますして、説明資料79ページの2行目につきま

しての184万8,000円につきましては158万4,000円の誤りでございます。また差し替えをさせていただきます。すみません。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

次に、8款消防費、86ページまでをお願いいたします。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。予算説明資料の86ページの上から5行目の5段目の新規事業で感染症対策防災安全安心確保整備事業の中で、かねてからの防災行政無線の不具合を解消するために放送電波を阻害するノイズの調査や発信源を特定する機器を導入しということなんですけども、これは具体的にその数行後ろにあるスペクトラムアナライザのことなんでしょうか。これどういった機械なんでしょうか、教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。今回この新規事業で上げさせていただきました備品等の購入でございますけども、主には今、澤田議員が申されました防災行政無線の不具合解消につきまして、より迅速に進めたいという思いから計上させていただいております。

その部分につきましては、今申されましたスペクトラムアナライザ、それからリークホーン、こういう機器でございます。

どういったものかと申しますと、スペクトラムアナライザと申しますのは、電波の波形を表示する機器でございます。これは戸別受信機の設置場所や屋外につける屋外アンテナですね、これの設置場所を決めるときによりよい場所、ノイズの影響を受けない場所を特定するときに電波の波形を調べるものでございます。

それからリークホーンにつきましては、日本語で申しますと超音波式放電探知器と申しまして、これは電気設備の絶縁不良箇所を特定する機材でございます。関西電力の送電線の碍子がついてる部分、あそこが絶縁部分なんですけども、そこが老朽化してくるとそこからノイズが発生するという事例がございます。関西電力に調査を依頼して、これまで何回か対応してもらっておりますけども、なかなか関西電力もすぐには来てくれないということもありまして、これを購入して我々のほうで調査をしたいと。機器の操作につきましては、そんなに難しくないものと聞いておりますので、これを使いまして電波の障害になっているノイズを特定して、よりよい電波の状況で住民の皆様へ放送を届けられるように努めたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 1番、安部です。同じく説明資料86ページの上から2

番目の項目、自主防災組織の運営事業ですね。これについては令和2年度は活動がなかったから令和3年度には予算を上げてないという説明があるんですけども、これやはり自主防災、どこの地域においてもこれ活動これからもっともっとしていかなあかん状況だと普通は思うんですけども、なぜ予算づけがなかったのかとお聞きします。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。自主防災組織の活動につきましては、令和2年度は、このコロナ禍というところで、まず春の総会も中止になりましたし、秋に行っている防災訓練も行うことができませんでした。そういった関係で経費の支出がなかったというところで、今年度から来年度への自主防災組織の団体としての会計が繰越しで、来年度町からの補助金がなくても運営できる状態でありますので、今年度は予算の設定を見送ったというところでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 1番、安部です。ということは、令和3年度においては、その活動はするということによろしいのでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。当然コロナの関係もあるんですけども、災害はいつやってくるか分かりません。自主防災組織の活動が非常に防災力の向上には欠かせないものでございますので、当然コロナ禍の中でもやれることを考えてやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかに。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。少し関連がございますので、御説明のほうをさせてもらいたいと思います。各種団体の補助金等につきましては、令和2年度において中止や延期等がございましたので、その中の部分で繰越しがかなり各団体がいつてるといふようなところで、全体的にそういったところについて団体のほうと御協議をさせていただいた中で、減額等、あるいは今回の自主防災のように予算を上げてないようなところもございます。

それらの活動につきましては、今年度についてはできるだけ、コロナ等の影響もありますが、いろいろ工夫をしながら今までの活動を再開していくというふうなところで考えてございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかに。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 関連ですが、自主防の関係で私、前に一度一般質問したんですが、防災士は増えてますか、現実には。その辺分かりますか。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。申し訳ありません。町内の住民の方で防災士の資格を取られた方がその後、増えてるかどうかの把握はいたしておりません。申し訳ございません。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） やはりこういう気候が変動するときなんで、去年はコロナで活動がなかったとしても、やはり自主防というのは大切やと思うんです。だから形として防災士がどんだけ増えていって、みんなリードしてくれるか、やっぱりそれ大事やと思うんで、ちょっとその辺を考えといてください。要望です。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。栗原議員さんおっしゃるとおり、地域防災力の向上のため自主防災組織の活動は非常に重要です。その中で地域の防災担い手としてそういった一定の知識なり行動力を身につけられた防災士というのは非常に重要になってくると思いますので、今後たくさんの方に資格を取っていただいて、また地域の防災リーダーとして務めていただけるように、町としても啓発をやっていきたいというふうに考えます。ありがとうございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。予算書の84ページ、もしくは説明資料の85ページになりますが、消防団員の退職報償金ですね、3年度は1,696万2,000円と、約1,700万円弱の計上がしてあります。ですので、この退職金の積算の方法がどうなってるか教えてほしいんです。と申しますのは、2年度についても9号補正で200万ほど今回減額されます。ですので、積算段階については、とにかくその年齢に達する人の分、もしくは現時点で分かってる退団希望者の分を積算してますと。ところが現実的には残っていただいている方があって、かなりこの額が下がってきますよというような状況になっているのかどうか。

それから額も去年から比べますと当初予算ベースで見ますと、これは200万円、300万円近くか、ほど増えとるわけなんです、そうなりますと消防団全体の団員数というんか、消防組織そのものの運営がどうなっていくのかなという分の心配もありますので、そういう分も含めた中で3年度の消防団の活動というんか、団員の人数も含めて活動がどうなっていくかという分の想定も含めてお願いをしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。消防団員の退職報償金の積算につきましては、一定の年齢に達する団員、退団予定者の人数プラスアルファで積算をいたしております。プラスアルファといいますのは、中途で退団する方も出てきますので、その分を見越しての積算ということでございます。

あとこちらが退団のその年齢に達せられるかというところで計算はいたしております

けども、地域の実情に応じて残られる方もございますので、報償費については年度の当初どおりにはいかないという部分がございまして、実績で差異が生じるというところがございます。

団員数の推移の件は、すみません、団員数は年々減っているというのが実情でございまして、そのことがありまして、地域ではいろいろと検討されて、部の統合であるとか、そういった形で何とか消防力の低下を防ごうということを取組はしてるという状況でございまして。ちょっと回答になったどうか分かりませんが、以上でございまして。

○議長（廣納 良幸君） 三谷議員、それでよろしいか。ノーカウントでいいですけど、もう一度聞き直しますか。いいですか。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございまして。

次に、9款教育費、108ページまでをお願いします。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。予算書の88ページの下から2段目、スポーツ・文化競技大会出場奨励金ですけれども、前年度からの予算から46万余り減額になっております。これはどういうことを意味しますか。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございまして。藤森議員の質問にお答えさせていただきます。

スポーツ・文化競技大会出場奨励金につきましては、全国大会に出場した児童生徒に対して交付しているものでございまして、昨年度、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症のために全国大会が中止なり延期という状態になりまして、その出場機会が減ったことによりまして交付の額が減ったことに基づきまして、前年度の令和2年度の実績を基に来年度の予想を立てて80万円と予算要望しているところでございます。以上でございまして。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。非常に残念というか、逆にもっと上げてもらってもいいかと、予算ですからね。逆に、頑張ろうという子供たち、またアスリートの人になれば、予算は下げられたぞという思いの中でやるのと、頑張れという意味の予算とは違ってきますので、そこら辺りの思い違いもしっかりしないように、の予算組みをすべきだと思いますけど。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございまして。決して、全国大会に出場した生徒の方々、もっと頑張ってもらいたいという思いで事務局はおりますので、町内の方々からいろんな情報を得て、できるだけ交付のほうして

いきたいと思っております。決して減額して気持ちを衰退させるという思いではありません。それに応じて交付していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。説明資料のほうの89ページの一番下の段、それと91ページの上から4段目、小学校と中学校にそれぞれスクール・サポート・スタッフを配置、配備しますよと。これは県の財源をもって配置されるようですけども、主な事務事業の説明を見ますと、主として教員の業務支援を図り、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備すると、本当にいいことが書いてあるんですけども、実際の人員を見ますと小学校で3名、中学校で1名。各学校に1名ということなんですね。各学校に大勢の教員の方がおられて、その先生方の実際やらなければならない業務というのは大変な量があってというふうにお聞きしてるんですけども、そういう中で今回は県の財源をもってそれぞれ学校に1名ずつこのスタッフが配備されるということなんですけども、実際にこの方々が行われる、先生方が助かることができる、こういったことをされるんでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。澤田議員の御質問にお答えさせていただきます。

スクール・サポート・スタッフというところで、今おっしゃられたように先生方の事務的なサポートということで、具体的にはコピーであったりとか、学校だよりをコピーするとかいうことであったりとか、簡単なところでは丸つけというところもあります。もう全て事務に係る分の、事務とか授業の準備に係るお手伝いというところは主になります。

ただ、この令和2年度、新型コロナウイルス関係で補正も上げさせていただいたんですけども、現在もその関係でスクール・サポート・スタッフを配置させていただいておりますが、その中では感染予防、消毒であったりとか、そういったお手伝いも今年度はさせていただいております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。先ほど質問の関連ですけど、この説明資料見ますと事業配置で地域の人材を配置するという、わざわざこう書き方がしてありますので、あるいはこの学校の先生の手伝いだけでなくして、地域の伝統とかそういう部分もこういう分で情報を提供するとか、そういう部分でのこういうわざわざ書き方をしているかなと思ったんですけど、今の説明ですとどうもそうじゃないようですので、そのように理解しとってよろしいでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。三谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的には先生方の授業のサポートということでありますので、今おっしゃられたような地域での部分も指導の一部だと考えられますので、そういった活用も可能だと思っております。

この部分には地域の人材をとということで、このスクール・サポート・スタッフは教員の免許が必要ないということでございますので、できるだけ地域の中で賄ってくださいというような要綱の中での内容でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。同じく説明資料でいきますと、90ページになります。中学校の部活指導員の配置事業ということで、これも新たな事業だと思います。この説明欄を見ますと、適切な練習時間や休業日の設定など部活動の適正化を進めるということで、非常に目的はいいと思うんですが、ところが財源的に見ますと報酬が84万円というような形になってますので、通常の部活の毎日のそれぞれの各部活、クラブですね、毎日練習してますので、そういう部分から見ますとどのような形の中で、この指導員が関わっていくのかという部分のよく見えないので、この事業の内容をとにかく教えていただきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。事業の内容につきましては、先ほど三谷議員がおっしゃられたとおり、部活動に対する指導というところでございます。今までは部活動の補助というところもあったんですけども、今回近年につきましては部活動の主として指導もできますし、各種大会にも随行できるというような身分の内容になっております。

ただ、県からの補助金といいますか、交付金が限度があるというところがありますのと、やはり部活動指導するという方につきましては、基本的にほぼほぼふだん仕事を持っておられるというところがございます。また、部活動は、もう夕方というんですか、夕方の1時間とかそういった、1時間半とかという部分になりますので、そういった方を毎日お願いするという方がやはり人材の部分でなかなか該当、来ていただける方がおられないという部分の中で、少し専門的な技術、知識といったところも必要でございますので、その中でこちらの教育委員会のほうが想定できる部分の中で予算化をさせていただいたというところがございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。教育課終わってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 教育課を終了し、次に、10款公債費から12款予備費、最後

までをお願いいたします。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑がないようでございます。

次に、総括質疑がございましたらお願いをいたします。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。予算の提案の冒頭に町長から発言がありました予算概要説明書の6ページに、安心して暮らせる環境をつくるという部分で、コロナ禍の中で高齢者の社会参加の機会が減り、体力が衰退する等のフレイルが危惧されて、地域力の回復と併せた対策を早急に取り組んでまいりますというふうに述べられています。

先般の開催されました総務文教常任委員会の中で、健康福祉課のほうから、ゆめ花館の跡地を高齢者就労支援施設の経営をされるNPOに無償貸与する方向で検討に入っているということで、その出席されておった委員から、ほかのNPOとの兼ね合いもあって、最低限の規約とといいますか、そういうものをしようと思うが、どうかという問いに對しまして、町から条件や指針を明記したもの示して、それに沿って運営していただけることを条件としたいと、そのようなQ&Aがありまして、本会議1日目の民生福祉常任委員長、吉岡委員長の報告の中にもその分が記載されております。

そういう中でNPO法人のゆめ花館の皆さん方が発案されて、令和3年1月に町のほうに提案があって、令和3年2月9日に政策調整会議で議案となっております。

その後の対応、それをもって先般の民生福祉常任委員会、2月10日にこのような報告があって、おられた委員さんからは特に異論なしに、ええことやないかというふうな雰囲気であったというように思うんですけども、その後、少し提案をされた当事者から私のほうにも連絡がありまして、結果的に言いますと行政から何も連絡がないので問い合わせると、いろんな条件をというか、まだまだ時間がかかるというふうなことを言われたというふうなことを聞いております。実際、地域の皆さん方がせっかく高齢者の就労の機会を設けよう、フレイル対策にもなる機会を設けようということで頑張っておられて、大変結構なことだと思うんですけども、この町長提案にありますという地域力の回復と併せてフレイル対策、こういう居場所づくりですね、そういうことを積極的にやりますとおっしゃってるにもかかわらず、いわゆる貸与する事務がなかなか進んでないと思うんですけども、その辺の状況を教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。先ほどの澤田議員の質問についてお答えをさせていただきます。

去る1月25日にNPO法人ゆめ花館の理事長であります秋山理事長、それと細岡施設長が来庁されまして、今言われましたとおり、高齢者の就労というキーワードなんですけども、実際は高齢者の居場所づくりとか、生きがいつくり、それから認知症も含め

た介護予防、それからひきこもり対策というような観点から、これまでゆめ花館のほうは障害者の就労継続B作業所という形でされていたんですけども、11月末をもって社会福祉協議会のほうにその施設については移譲したというところで、そのような高齢者に対して事業を展開したいというような申出がありました。その中で病院の横にありますプレハブの光交付金を使って建築、改修をした倉庫、そちらを4月以降継続して使わせていただけないかというような要望がございました。

それを受けまして、1月27日、2日後になるんですけども、急遽、住民福祉グループ会議ということで住民生活課、それから税務課、健康福祉課の管理職が集まりまして、その内容について検討させていただいて、グループ会議の中では積極的に、前向きにそのことを進めていこうというような話をしました。

その後、総務課のほうと話をさせていただいて、2月の9日に政策調整会議を開こうというところでメンバーに集まっていただいて、その内容についてもお話をさせていただきました。その中で、無条件にということじゃないんですけども、やはり町の指針を示して、その指針に沿った形で運営をしていただけるということであれば、ぜひこの事業を進めていったらどうかというような総括的な意見をいただきました。

2月の9日の日に政策調整会議で話したんですけども、その3日後、2月12日に秋山理事長にその旨を私のほうから伝えさせていただいて、細岡施設長のほうにもお伝えをしてくださいというところで返事はさせていただきました。

今、細岡施設長のほうから何も連絡がなかったというような多分ことかなというふうに思うんですけども、理事長にその場で説明をさせていただいて、話をさせていただいたのが伝わっていなかったというところで大変申し訳なく思っております。

ただ、先週、細岡施設長のほうと私と保西参事のほうで話をさせていただいて、その内容についてもお話をさせていただいて、6月の何とか議会で承認を取り付けたいというような思いもありますので、今の内容を説明させていただいて、町として、これだけは行ってほしい、こういうことに、こういう内容についてぜひお願いしたいというような方針、指針を示させていただきますので、それにのっとってしていただければ、6月の議会のほうで提案をさせていただくという返事もさせていただきますので、議会中ではありますが、できるだけ早い時期に方針を示させていただきますようなことで進めているという状況でございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。私が問題にしているのは、スピード感といいますかね、せっかく住民の方々が1月にそういう提案をされたことが、今のスケジュールであれば半年後ですよ。5か月後になってしまうわけです。やはり行政の手続の日数等もいろいろと規定をされていると思います。ですからやはり私には、民生福祉常任委員会を傍聴しておいて、貸与する、そういう手続が必要であるのであればこの3月の定例会に出てくるものだと私は思って、2月の民生福祉常任委員会を傍聴してお

ったんですが、スピード感の問題なんです。6月というのが本当にスピード感があるのかなというところを言いたいわけです。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 6月というところでいいますと、1月の25日から5か月後というところになります。

ただ、この3月の議会で提案をさせていただくにはちょっと時間が足りなかったというところがありまして、中途半端な形で提案をさせていただくというところが果たしていいのかというところがあります。

ただ、町としましては、ぜひ高齢者の居場所づくり、生きがいづくりというところについては前向きに検討していきたいと思えますし、介護保険の総合事業のメニューに載るのではないかとこのところもありますので、その辺をやはり精査しないとオーケーということを出せないというところもありますので、時間をいただいているというところがございます。

何とか早くは方針を示させていただいて、準備を進めていただけるように進めていきたいというふうに思います。以上です。申し訳ございません。

○議長（廣納 良幸君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。非常に勉強不足で申し訳ないんですけど、これも教えてほしいと思います。先ほど澤田議員の質問の中の建物で、施設については、多分恐らく今の話からいいますと町有だと思んですが、そうなればこの予算説明資料の105ページの公有財産のリストが上がってますが、この分のどこに含まれているのかというのが一つと、それから現在の契約状況がどうなってるか、この2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほどいただきました内容でございますけれども、普通財産ということで私どもは受け止めておりますけれども、その部分について、再度面積的なこと含めて確認をしたいというふうには思っておりますが、この予算書の部分につきましては2月1日現在での調書ということでございます。これまでも三谷議員に様々御指摘と申しますか、御意見をいただきまして、決算時点ではしっかりと確認もいたしておりますので、万一漏れ落ちといったようなことがある場合には、また決算のほうで調整もさせていただきたいというふうには思います。いずれにしても内容確認をして、御報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） よろしいか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。私は、この調書が違とる云々じゃなくして、私が勉強不足で申し訳ないという前段つけたのは、間違いなしに町有財

産ですかという話の中で、この公有財産のリストの中の普通財産のその他の木造か、非木造か、この中に入ってますよという話でいいのか。そうならば現在の貸している契約があるのかないのか。いや、もう既にはないですよという、そういう現実の確認をしたんです。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 日和でございます。ありがとうございます。先ほど言われた内容も含めて私が掌握が現時点できておりませんので、再度確認をしたいということで申し上げております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ちょっと私のほうから、ごみ減量化についてちょっとお尋ねします。9ページのところですね、これは予算説明資料の9ページで、真ん中辺りにSDGsへの貢献として、エネルギーをみんなでクリーンにしようということで、CO₂の削減に取り組んでいる。そしてその中で収集ごみの減量化を推進しているという項目がありますけれども、最近報道によりますと、プラスチックごみが非常に問題になっているということで、海を汚す、あるいは川を汚すと、それ以上にマイクロプラスチックが本当に、今コロナがはやってますけども、コロナの大きさにまで細分化されて、細胞にまで入ってきて、行く行くは人間の体に入っていくって、胎児にも影響するというような報道されてましたけども、赤ちゃんに非常に大きな影響を与える、そのプラスチックには添加剤が含まれていると。その添加剤、紫外線をカットしたり、強化剤なんかが入ってるそうですけども、そういうものも行く行くは添加剤やめていこうという動きがあるようですけども、そういうプラスチックのごみのどう分別して、今まで以上になくしていくか、再生に持っていかうことが大事なと思うんです。

プラスチックごみと同時に、紙の再生もあると思うんですけども、私この前ちょっと経験したんですけども、ヨーグルトのカップで紙カップがありますね。それ見ると、リサイクル紙のマークが入ってるんです。それは、あっ、これはもう牛乳パックと同じようにリサイクルできるんだなと。きれいに洗って、三、四年分ためていたんですけども、量がたくさんありましたけども、それをリサイクルの印が入っているからということでごみ処理場へ持っていきますと、いや、これは焼却処分やなと、リサイクルならへんなということで、あれ、そうしたら紙のリサイクルというマーク入ってるのに、それも焼却にしたらCO₂がまた増えるではないかというようなことで、そういうあたりなので分別をきちっとしているにもかかわらず、CO₂が増えている方向に処理されてしまうということを経験したんですけど、その辺りで、これからごみの減量化を進めるに当たって、いかに収集されるときに分別として処理されていくか、それから今後、今ある分別よりもさらに細かく分けて、役に立つリサイクルになるようにするのが大事じゃないかと思うんですが、その辺り将来的にどのように考えておられるかということです。

できるだけリサイクルにするような方向に分別もしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。ごみの分別につきましては、特に中播北部クリーンセンターは、焼却施設ではなくて、燃えるごみについては固形燃料化、RDFという固形燃料に作り替える施設を今運営しております。そういった関係もあって、他の市町よりも分別については項目も多くて、他市町から転入してくる人が今までこんなややこしいこと言われたことないなというふうな声も事実聞いたことはあります。そういった意味で住民の皆様にはこの分別について大変種類が多くて御不便おかけしているとは思っておりますけども、議員さんおっしゃるようにできるだけ細分化することによってごみの量も減らせるということも、これもまた事実かというふうに思っております。

今新しくごみ処理施設、福崎町と含めた3町で計画をしております。福崎町につきましては今のところは焼却施設ということで、神河、市川よりも分別の種類が多分少ないかと思うんですけども、今後その辺りすり合わせをしていくことが必要になってきますが、やはりSDGsのこともあります。持続可能な環境づくりという意味で、この分別については今後ともしっかり分別して、リサイクルできるものはリサイクルする、再生利用できるものは再生利用するといったことは続けていかなければならないというふうに考えております。

プラスチックごみについては、海に流れて海の中も非常に汚してるということで、私もテレビ等の報道で承知をいたしております。先日、神河町と市川町の境、ちょうど国道312号線沿いの越知川でした。上に播連が通ってるあそこで、これは市川町の方が見つけられたんですけども、ペットボトル等のごみがたくさん落ちてるということで連絡をいただきまして、私ども回収に行ったわけなんですけども、こういったものが海までたどり着いて海を汚してるのかなというふうな思いをいたしました。こういったことについては、クリーン作戦等も通じて地域の皆様にも御協力をお願いしてるんですけども、またそういった啓発もしていかなければならないというふうに思っております。

クリーンセンターに持ち込まれた紙ですね、これについては今収集については月1回、容器包装の紙という分別で、それこそ議員さんが言われました紙のマークが入ったものをごみステーションに出していただいて、それを収集して、そしてそれについては収集業者に有償で引き取ってもらってるという、有償というのは買ってもらうということですね、そういうこともやっておりますが、議員さんが行かれたときになぜそれがリサイクルに回せないものであったのかちょっと把握はできておりませんが、紙についてももっとしっかり分別していただいて、ごみが減らしていただけるように、また住民のほうにも十分クリーンセンターとも中播北部行政事務組合とも連携を取りながら啓発は

進めていきたいというふうに考えます。ちょっと回答になったかどうか分かりませんが、以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。あわせまして、ちょっと説明させていただきますけれども、ごみの減量化につきましては、これまでごみ減量化推進協議会がございまして、その中で取組を進めていただいております。令和2年度からにつきましては、クールチョイス実行委員会、吉岡民福委員長にも入っていただいておりますけれども、その実行委員会の中でごみの減量化につきましても取組を始めてます。今、議員がおっしゃいましたプラスチックごみでありますとか、それをリサイクルして、そういったごみの減量化につきましてもクールチョイス実行委員会、今後も継続してやってまいりますので、その中でそういったことに注視して、今後も取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。そういうところで生活の中に出てくるごみのリサイクルできるものはできるだけリサイクルに回していただけるように、また分別の何か冊子がありますね、種類別の、そういうところも毎回改善されていると思いますけれども、より強力にこのCO₂削減に係るようなりサイクルに持っていきけるような家庭ごみの分別をまた進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。この前、クールチョイス実行委員会で徳島県の上勝町視察に参りました。上勝町は、45種類の分別をされてます。そこと同じことは神河町もできませんけれども、できる限り町民の皆様に同意をいただいて、そういった分別につきましても進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございせんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。3回目です。もう1点お尋ねします。予算概要説明資料の3ページの主要施策の取組についての最重点施策ということで、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業。新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息と疲弊する地域経済の回復、低下を危惧する地域力（地域コミュニティ）の回復と持続化に全力で取り組み、住民の皆様笑顔と元気を取り戻し、未来に希望を持って安心して暮らせるまちづくりを目指しますと、重点施策の1番目に上げていただいております。

12月の一般質問で地域力の低下、特に地域コミュニティの低下という部分を大変心配しているということで、そういうことも含めて次年度の当初予算に反映させていただきたいというお願いをしたんですが、この国の3次補正の臨時交付金のメニューを見ま

すと、確かに地域での体力づくりですとか、地域の商店街、また営農等についての元気を回復させる、そういう施策が並んで上がってるんですけども、いわゆる地域コミュニティ、集落での人々のつながりの再生ですね、そういう部分は予算は必要でないかもしれないし、いろんな事業の中でそういうことをやっていけるんだと思うんですけども、その辺の思いをお聞かせください。

○議長（廣納 良幸君） 黒田特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。12月で一般質問で御質問をいただきました。また、御提言をいただいたようなところでございます。私自身も予算の編成に当たりまして、査定の中でこういった形でこの地域のコミュニティの動きを回復していくか、そして、フレイル等体力が落ちてきているようなところの中の部分をこういった形で事業として展開をしていくかというようなところを査定も通しまして議論をしたところでございます。基本的に予算としましては、体力づくりでありますとか、少し健康づくり、そういった部分で数字としては反映をさせていただいたところでございます。

特にこの間、長く1年間続いている、1年以上続いているこのコロナ禍の中で、大変住民の皆様にもストレスがたまるような毎日というところで、何とか早い段階でこのコロナの終息を図って、また一步前進するようなまちづくりのほうの取組を進めたいというふうに願うところでございまして、そういうようなところ、いろいろ中止になったりとか、楽しみにされてたような行事がなくなったりとかいうようなところもございまして。そういったところ、町が主催するようなところについてもできる限りもう中止ということではなしに、いろいろ事業を工夫しながら行っていく、そしてまた住民の皆さんとのコミュニティの回復ですか、そういったところにつなげていければなというふうに思うようなところでございます。そういったところも含めまして、予算的には現れないところですが、今後は地域懇談会等も、そういった場も考えていながら進めていきたいなというふうに思っております。

一日も早いコロナの終息というところで、全力で取り組んでいかなければいけないというところで、この新型コロナウイルスの対策を最重点ということで、予算の中で、思いの中で上げているというようなところでございます。

そういうことで一番危惧している地域力の低下ですね、そういったところについては、予算的な数字以外のところでもいろいろと工夫もしながら、また住民の皆さんと一緒に御相談もさせていただきながら、コロナが終息したときには、らせんの階段を一步上がるように、神河町は高い位置にいれるようなそういったようなことで、新年度につきましては職員一丸で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。私も3回目ですので、2点についてお尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、町長の所信表明ありました、この概要の4ページ、5ページになりますが、基本目標の郷土を愛し、次世代を担う人材を育てるという分の中で、この5ページの一番上に書いてある分でございます。出生数については、一時回復というのがあったけど、下がったという分の中で、この5ページの一番上ですね、この間の支援策の総括を通してということでございます。この分につきましては、去年は総括をすることによりという部分でそのような表現がしてあったので、今回のこの文面を読みますと、2年度中に総括はされたんやなということを推測しますので、総括をされた内容ですね、どのような総括をされたか、そしてそれを今後どのように展開していくかということを1点お尋ねしたいと思います。

それから2点目は、これも今まで兎島特命参事がよく表現されてました、身の丈に合った予算という部分の中で、3年度についてもかなり圧縮された予算を組まれたと思います。ところが2年度の予算を見ますと、やはり当初は82億ほどで始まって、今回の9号補正では101億円ほどになってますので、やっぱり25%ほど増えたわけですね。確かにコロナの関係があったので、これも致し方がないのかなという分の中で、財政的な分析をする分ですね、その一つの指針になるのが私は経常一般財源だと思います。予算説明資料の8ページですね、その分析表が付けてありまして、収入の、歳入の一番右に経常的な一般財源につきましては47億4,000万円という表現あります。でもこれ去年より1億ほど減とんですが、実際、今年もまた同じく決算の段階ではかなり予算総額等も増えてくると思いますので、最終的にはこの経常一般財源がどのぐらいになる、そして決算ベースですね、2年度と3年度と比較してどのぐらい減るのかなというその辺の分、もしもこの部分については細かな計算が要るので、分からないという部分があるかと思いますが、一度その辺を教えてくださいたいと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。私のほうからは、2点目の財政の関係の部分で御説明といいますか、お答えをさせていただきたいと思います。

確かに82億で始まった令和2年度の予算は、補正等を積みますと100億を超えてくるというようなところで膨れてきてございます。この間、現在も補正9号というところで、年間を通すと補正9号までも行くというのはそうないようなところでございまして、コロナの関係、1人当たり10万円の給付等もございました。そういうようなところで予算は膨れていったというところでございます。

そして私が少し危惧をしているのが、実際のところはこれから令和2年度の決算というところになってくるわけなんです、その令和2年度の決算の中で今言われるような

ところ、いろんな数値的なところですね、そういったところがどういうふうに変わってくるのかということで、またその中でどういうようなところが問題になってきて、今後その財政運営の中で改善をしていかないといけないようなところが出てくるかというようなどころかというふうに思っています。

議員おっしゃられるように、町の財政運営につきましては、この経常一般財源がどれぐらいになるのかというところに尽きるわけでごさいます、この部分ですね、経常収支がなかなか落ちていかないというようなどころがごさいます。そしてまた、標準財政規模につきましても、今年度の予算的などころでは、前年で50億ぐらいあるところが多し減りまして、47億5,000万程度になるのかなというようなどころでごさいます。

要は、非常に自由に使えるといいますか、町の独自の、個性的なところの事業を行っていくに当たりましては、どれぐらいの留保財源のところが必要なかといったようなどころがキーになってくるわけでごさいます。そういったところを十分に中長期的なところを見据えながら、財政の運営につきましては、基本的には引き続き総予算の縮小を図りながら、そして財政調整基金、あるいは過度な地方債の発行等に頼らない財政運営というところを進めていきたいというふうに思っています。

なかなかそうはいうものの、この財政の健全化というのは、財政特命の私が1人が頑張ったところではなかなか達成できないところでごさいます。ですので、町の状況につきましては、予算編成の説明会でありますとか、いろんな機会の中を通しまして職員の皆さんにも御理解をいただきながら、今後も引き続き健全な財政の運営というところで努めさせていただきたいというふうに思うところでごさいます。よろしく願いをいたします。以上でごさいます。

○議長（廣納 良幸君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でごさいます。

1点目の部分について少し御説明をさせていただきたく思いますけれども、この今、町全体の予算の部分については、財政特命が申し上げたとおり、今年度の予算編成に当たっても、各課枠配の中で取捨選択をしながらといったようなどころで事業展開が組まれたというところになります。

特にこの出生数の関係のところにつきましては、総合戦略の策定に当たってこれまでの総括をしてきたといったようなどころの中で、やはり子育て世代を中心とした住宅施策が一定効果が見られたといったようなことの中で、継続して事業をやっていくということでごさいます。

それからもう一つは、やはり出生数が増えるということの前段には、先ほど安部議員からも御質問いただきましたけれども、婚活事業といったようなところをしっかりとやっていかなければならないといったようなことから、ひと・まち・みらい課の予算としては、その辺りをきっちりとキープをしていったといったようなことで、引き続き効果

的な事業を展開をしていくといったような形を取らせていただいたというところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 申し訳ございません。町長、何か一言ございましたら。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうから、この基本政策について、特に地域創生事業における支援策の総括という点においても、まずは、先ほどひと・まち・みらい課長の答弁にもあったとおりでございます。やはり若者定住政策は、引き続き継続をしていかなければいけない。あわせて、この婚活事業についても継続をやっていくということですが、就任しまして、特に4年経過して、2期目に入りましてからは、人口減少顕著になってきておりましたので、やはりこれからのまちづくりは、もういつも言っておりますが、交流から定住につながるまちづくりということでやってまいりました。これまでの本会議等でも、答弁の中でも申し上げてきたとおりであります。これからのまちづくり、やはりまちを知っていただく、知名度を上げていかなければいけない。そのためには神河町としてのブランド力を上げていく。神河町の売りは何なのだということで、豊かな自然に囲まれたこの町、そういったところを売りにしようということで、観光というところを一つはまちづくりの大きな柱としていながら、多くの方々に神河町を知っていただいてから、そして、さらに神河町を深く知ってもらうことによって移住定住につながっていく。神河町に住んでいただいている方々にとっては、自分たちは当たり前風景であったことが実は外から来られた方からすれば、宝物があちらこちらにある町というふうなことを外から来ていただいた方々に教えていただくことによって、我々が自分たちが住んでいる町の財産、すばらしさというものをもう一度振り返ることができる。それも定住につながっていくということだと思っております。

さらに、神河町との関わりをもっともっとつくっていききたいな、そういうふうな中で、関係人口というところをその後コンセプトに入れさせていただいて、交流から関係、そして定住につながるということでこの間進めてきております。これは国策にも通ずるところがございます。世界、この大交流時代に入ってるということでもありますので、国においても交流人口増やしていく、外国人観光客からの経済の活性化というところでは神河町としても同じ中身でこの間進めてきたところでもありますので、ここを基本としながら地域創生事業を中心に、この間様々な取組をさせていただいているわけであります。したがって、そういう思いの中で、限られた予算の中で各種政策、積極的に取り組んでいくという決意であります。

私としては、新過疎法ができるということで、過疎地域の継続ということになりました。これまで過疎地域における神河町の規模での過疎債の枠とすれば約8億円というふうに言われておりましたので、それからいけば毎年8億が活用できるというふうに私自身は思っておりますし、何とかそれを使い切るというか、活用し切ろうという強い思いがあるわけなんです。財政としてはなかなか全額活用するということには神河町の財

政状況からいくと厳しいと。県との協議もあるということでもあります。そのような中で、できる限り過疎債も活用させていただいて、これからの地域創生進めていきたいというふうに考えております。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

以上で第52号議案に対する質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、委員会条例第6条の規定により、9名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第52号議案は、予算特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任を行います。

選任については、議会運営基準第120条の規定により、議長から指名します。

安部重助議員、三谷克巳議員、小寺俊輔議員、吉岡嘉宏議員、小島義次議員、藤森正晴議員、藤原裕和議員、栗原廣哉議員、澤田俊一議員、以上9名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました9名を予算特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、議長指名の9名を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定によって、委員会で互選していただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を15時15分といたします。

午後2時43分休憩

午後3時15分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

休憩中に予算特別委員会が開催され、正副委員長の互選がされておりますので、報告いたします。

委員長に澤田俊一議員、副委員長に三谷克巳議員がそれぞれ互選されましたので、御報告申し上げます。

日程第31 第53号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第31、第53号議案、令和3年度神河町介護療育支援事

業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第53号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第32 第54号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第32、第54号議案、令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第54号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第33 第55号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第33、第55号議案、令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第55号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第34 第56号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第34、第56号議案、令和3年度神河町介護保険事業特

別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。予算説明資料の11ページの6番に生活支援体制整備事業費ということで、従来からの社会福祉協議会への生活支援コーディネーター委託料が計上されておるわけなんですけど、町長の提案説明の中にあります概要の7ページに、認知症高齢者に対する地域での見守りや相談等にしっかりと取り組んでまいりますと。社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーター業務での地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けて社会福祉協議会と協力しながら、定期的な情報の共有・連携強化の場として生活支援協議体の未設置の区への引き続き設置に向けた働きかけを積極的に進めてまいりますというふうに発言があったわけなんですけど、なかなか設置が難しいという状況を聞く中で、未設置の区について積極的に進めていくと、そういう記載があるんですけど、これについて意気込みを教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。現在14の集落のほうで協議体のほうを設置していただいています。実際のところ、去年のコロナ禍の中で、今年度のコロナ禍の中で増えていないというような状況でございます。社会福祉協議会のほうの生活支援コーディネーターとも2か月に1回連絡会議をひと・まち・みらい課、住民生活課も交えながら行っているんですけども、実は本年度、まだ未設置の区の区長さん方、また民生委員さん方を一堂に集めて、今現在取り組んでおられる地区のモデルという形でこういうような取組をされているんですよということの発表会をする予定にしておりましたが、コロナ禍の中できなかつたということで、来年度については、まだコロナ禍が収まっていないとは思いますが、ケーブルテレビで番組を作るところで今取り組んでおられるところを何か所か出演をさせていただいて、今こういうような取組をしています、私らの区ではこんな形をしていますので、いろんな区でもできることをしていただきたいということで、そのような番組を作成するというので、今準備を進めてもらっているというような状況です。

ただ、各区長さんのところをお願いに回ると、どうしても新しい組織をつくるということになりますと、なかなか人材的に難しいと言われるところもあります。既存の組織があるんでしたら、そこにのっかってもらってこの協議体の話も進めてもらいたいという話もするんですけども、なかなか進まないところもありますので、集落でできればいいんですけども、ブロックで集まっていただいて、ブロックで考えていただけるような場も考えていかなければならないということで、昨年度、越知谷地区のほうに行かせていただいて、5人の区長さん方にそのような話もさせていただきました。

ということで3年度については、集落のほうの設置について啓発を積極的に進めたい

というふうに思っていますが、できないところにつきましては、長谷地区のブロックを見本というような形で、それぞれの行政区のブロックのほうで設置ということで、2層を進めていければというふうな思いを持っております。もう3年、4年という形なっていますので、何とか新しい形で動き出したいという思いがありますので、また御支援、御協力のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 昨年からの説明とあまり変わってないんですけども、実際に、私も地元の福本区の生活支援協議体の一員として活動を始めて、皆さんといろいろ意見交換すると、本来の健康福祉課が狙っておられるところだけじゃなしに、例えば防災であったり、いろんなところに及んでいくわけですよ。そういう活動をやっぱり、もうこれ4年になるんですか、最初からやっておられるところと、まだ全然取り組んでおられないところというのは、物すごく地域間で格差が今出てきていると思うんです。こういう時代だからこそ、やはり近くで皆さんが助け合う社会、仕組みというのをつくっていくべきだと思いますんで、新たな組織をつくるというのは大変皆さん抵抗あると思うんですけども、その必要性ですね、それを本当にしっかりと伝えていただいて、本年度は特にしっかりとやりますと書いてあるんで、その取組を私自身も応援していきますんで、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（廣納 良幸君） 保西健康福祉課特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（保西 瞳君） 健康福祉課、保西でございます。ありがとうございます。我々もやはり今、課長申しましたように、新しい地区というのはなかなか難しいことかとは思ひますが、議員の言われましたように立ち上がっている地域とそうでない地域については、やはり格差が出てくる、これは仕方がないと思ひます。

ただ、来年度につきましては、やはり立ち上げることでこういったメリットがありますよ、こういった波及がありますよということはしっかりとお伝えしていきたいと思ひしております。その中で、今言われましたように、いろんな手法がやっぱりあると思うんですね。災害について、今本当にトピックスなのは災害だと我々も思ひしております。その中で、地区の人の命を守るという意味では、この協議体というのは有効な手段の一つになるといったところを含めましたお話もしていきたいなというふうにお願ひしておりますので、その都度またよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（廣納 良幸君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。関連で、これも私、一つの提案という形でお尋ねをしたいんですけども、確かに、午前中でしたか、コロナ禍によって非常に地域力が衰退してる、弱ってるという状況の中で、新たにこの生活協議体の組織づくりをしていくというのは非常に難しかったと思ひます。

まして健康福祉課においては、多分ワクチン接種の事務において年度の前半は、そこ

に非常に人力割かれて、なかなかこれには取り組めないんじゃないかという分になります。

しかし、現状去年から見ますと非常に地域力が弱ってる中で、この生活協議体というんですか、地域の力をつけるためのこういう組織というのは、すぐにでもつくっていかなあかなというように思っております。

そういう中で、この協議体から少し趣旨が外れますという部分があるかもしれないんですけど、これを核としたような分の中での地域における地域力を高めるような組織を健康福祉課だけじゃなくして、役場全体で考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけど、そういう部分の中での町全体として地域力を高めるという分の中で、この生活協議体の編成について、若干形というか、目的が変わってくるかもしれないんですけど、そういうのを積極的に、精力的に立ち上げていくというような考え方が町としてあるかないか、またその辺はどうかなと思うんですが、その辺について副町長なり町長、どないでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。御質問のところなんですけど、来年度、これまで町長懇談会という形で総務課が窓口になって進めてきております。ブロックで回ろうというふうな形で、昨年度、2年度から形が変わってきました。先般の区長会でも総務課のほうから提案という形で、3年度についてもブロックで回りたいということが一つと、それからもう一つ、自治協議体の説明をさせていただきたいというふうなことで話を進めてます。この協議体の在り方と自治協の在り方というのは、非常に似てる部分があるといいますか、イメージでいいますと協議体の部分を包括した形で自治協があるというふうな形なのかなというふうには思ってるんですけど、どちらが先行しても構わないと思ってるんですけども、そういったことを住民の皆さんとお話する機会を来年度つくっていきたくて。全体としてはそんな形で協議体が先行しても構いませんし、自治協が先行しても構わないということで、どちらが先に行ってもうまくまとまっていけばなというふうなことを少し今描いているという状況です。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第56号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

○議長（廣納 良幸君） 日程第35、第57号議案、令和3年度神河町土地開発事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑はないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第57号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第36 第58号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第36、第58号議案、令和3年度神河町訪問看護事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第58号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第37 第59号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第37、第59号議案、令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。ちょっと全体でお聞きしたいと思うんですけども、来年度からといいますか、この予算は、あれですね、いわゆる一般の方からの受入れだけの予算になってまして、いわゆる事業所からのもうあれは受け入れられない予算ということでした。ということは、もう一応ここの産業廃棄物処理場としての役目を一段落されたという考えだと思うんですけども、建設されるときに地元区とのお約束事があったと思うんです。そういったことが、私この新年度の予算に少し上がってきて、何かしら始められるのかなと思ってたんですけど、一切上がってきてないんで、一体どういうふうになされていくのかというのを、まずお聞かせください。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。この鍛冶区字ニガ竹に設置の建設残土砂等処分地ですけども、小寺議員おっしゃるように、開設当初から地元鍛冶区と大河区と町との間で、産業廃棄物処理場を設置することについて一定の覚書という形の中で、環境整備なり周辺整備というふうなところで覚書に記入した、いわゆる約束事項というものは確かにございます。それについてはこの間、形にはできずに今の状態にはなっております、処理場が受入れ容量が満杯になるところで、少しでも引き続きそういった搬入物を続けていけるように、延命ということも地元をお願いしながら、去年あたりから地元区とは協議を続けさせていただいております。

その中で、一定町としての考え方なり立場も両区で御理解いただく中で、その当初の約束事についても、当初の形どおりとはいきませんが、地元区を理解をいただきながら、何とか形にできるように今協議を進めているところでございまして、両区におきましても区長さんを窓口にも、また両区の三役あるいは協議会の中で私どもも説明に行かせていただく中で、町と地元との折り合いができる部分を協議しながら進めているところでございまして、まだ皆様方に今こういう形になりましたというのが言える状況ではないんですけども、今そのいわゆる合意に向けて協議を続けてるというところで、御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。なかなか大変な作業だと思うんですけども、やはり地元区との理解がないことには、もうこれは全然進まないことなので、丁寧に協議をしていただいて、何とか進めさせていただきたいと思います。

もう一つお聞きしたいのが、今回個人からの受入れだけに絞られてますんで、収入の面でいうと残土の処分地使用料が3万3,000円ですか。今までに比べて収入がめちゃくちゃ減りましたんで、当然運営費を賄えないわけじゃないですか。今回の予算は、いわゆる財政調整基金の中から取り崩されて運営費を賄っておられるみたいなんですけども、財調も恐らく残高が1億6,000万ぐらいなんで、やればまだ30年も40年もいけるという話になるんですけども、それこそ地元協議との間で何々をしなければいけないという話になれば、財調も切り崩していかないといけないと思うんです。そういった面でも早急にやらなければならない事業をしっかりと決めていただいて、この財調だけで一体いつまでやっていけるのかということも併せて、しっかり考えていただきたいと思います。これはだから質問というか、もう要望ですね。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。今年度の予算で特に収入の部分で使用料収入が例年と比べるともう本当に僅かになってしまうところで、搬入できる瓦礫という意味では、一般住民の方から出される小規模な瓦礫ということにはなりません。

ただ、例えばお風呂場を改修したとか、庭先を何か改修したというところで、業者さんに頼まれるケースもあると思うんです。家に運ぶ軽トラがないであるとか、お年寄りしかいらっしやらないとかいう中で、そういった少量の分でも搬入が困難なこともあろうかと思しますので、そういった部分については、業者さんが運ばれるのも柔軟に受け入れはしていこうかなと思ってます。

その線引きというところで、おおむね1トン以内というところで、申請についてはその辺りを少し精査させていただきながら受付はしたいというふうには考えとります。

基金は、先ほどおっしゃいましたように、現在1億6,000万ほど確かにあるんですけども、現地をあの状態にはしておけませんので、今度、仕上げ工事を今から計画していきます。それに相当の金額を要しますので、基金についてはいつまでも残るものではないと思います。そうなりますと、今後これを延命して運営していく中で、一般財源の使用も出てくる可能性もあるんですけども、とにかく住民の方のそういう瓦礫の処分地がなくなると、これは非常に住民の方が困られるという分がありますので、財政のこともあるんですけども、対応できる中で今後、運営はしていきたいというふうに考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。関連なんですけども、今、搬入量、これから個人の分として年間20トンの搬入ということなんです。これについて、まず1点は、この20トンの搬入であと何年ぐらいお世話になれるのかなということが1点と、先ほども費用の面でも言われましたけれども、大変な費用も、運営費が要するというんです。そういった中をやっぱり補助いうんか、負担していくためには、やはり町の事業についてもこういうことの処分場を利用して、今までどおりにまた利用していくということは大事やと思うんです。そういった中で、今度町の事業がもし大きな工事でもするときには、やはり外へ持っていかなあかんということになると大変な費用面もかかるということもございます。そういった意味も含めて、その2点ですね、これも町の工事費に大きな負担がかかってくる。そういう予算は、どういうふうに町のほうは考えておられるのかなということの2点お願いしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。この4月以降、令和3年度から小規模の瓦礫のみの受入れということで、地元区にはおおむね御理解をいただいているところですけども、それが何年いけるかというところについては、現在あの処分場が実は満杯状態でございますので、一定きれいな残土を移動させられる部分を移動させて、そして一定の容量を空けて、今後、引き続きそういった形で運営していくことを考えておりまして、そのことを今、鍛冶区、大河区に御了承をお願いしている、協議中であるというところなんです。それによってあと何年程度、この程度の搬入量

であればあと何年ぐらい使えるという見通しが立ってきますので、今何年はいけるという明確な回答ができない状況でございます。

あと、これまであそこがあったおかげで、町の公共工事ですね、そういったものも近くで残土処分ができて、非常にそういった意味では工事費も比較的安価といえますか、その部分は安くついてたというのがあるんですけども、先ほども申しましたように、なかなかああいった施設を維持管理していくには大変な経費もかかります。また、そういう産業廃棄物という施設でありますので、そこをまた新たに設置するとなると、なかなか地域住民の方の御理解が得にくい施設ということもあります。ですから、そういった財政的なことも踏まえながら新しい施設の是非については、今後、町内部でも検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 安部です。やはり町民の方は、今あるんで、かなり安価に引き取っていただくということで大変助かっておられます。喜んでおられます。

ただ、それがほかすところがなく、また町外へ持って出るということになると、2倍、3倍のお金かかるというような状況にあります。これも私も業者さんからも聞いたりして調べとんどですけども、そういったことができるだけないようにやっぱり考えていかなあかん。今、上郡町でも産廃の事業者の選定やなしに、設置について非常にもめてますけれども、神河町もそういうことがないように、先ほど小寺議員も言われましたように、これまでの地元との約束事等をしっかりと解決していただいて、そしてまた、神河町にはまだまだ産廃を受け取っていただける安い施設があるんやということで、町民の皆さんも安心してもらえるような状況に早く持って行っていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。確かに神河町にはあの施設があったということで、公共工事、また民間の工事も含めてそういった処理物が安価で近くで処分できたというところで、非常に住民の方にとっても、また町にとっても非常に便利な施設であったかなというふうに思います。それがここへ来てなくなるということについて、非常に業者さんはじめ住民の方にとりまして御不便なり御迷惑をかけることは十分承知をいたしております。

私ちょっと調べてみたんですけども、こういう行政がそういった産業廃棄物処理施設を運営してるところは県内で3つしかありませんでした。そういった意味で、なかなか設置が難しい施設かなというふうには考えております。

あれば本当に住民にとっても非常にメリットがある施設でございますので、先ほどの繰り返しになりますけども、経費の部分を含めて設置の是非について今後も引き続き検討させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第59号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第38 第60号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第38、第60号議案、令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第60号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第39 第61号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第39、第61号議案、令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第61号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第40 第62号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第40、第62号議案、令和3年度神河町水道事業会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点教えていただきたいと思います。予算説明資料の1ページの水道事業についての4行目です。今年度、3年度ですね、アセットマネジメントの策定と経営戦略の見直しということを用意してと書かれておりますが、何のために、どういう目的でこういうことをされようとしているのか、またどのようなことをされようとするのかという部分について教えていただきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。アセットマネジメントは、当初令和2年度で策定する予定をしておりました。この策定に当たりましては、施設台帳の整備が前提となります。令和2年度におきまして施設台帳の整備をしております。これに思ったよりも日数、時間的なものがかかりましたので、2年度に見送りをし、3年度ということでございます。

アセットマネジメントとは、水道施設等の資産の状況を把握しまして、計画的な施設更新と財源確保を目的とした長期の更新計画ということでございます。

それと経営戦略についてですけれども、これは平成29年の1月に作成して、5年ごとに見直しを行うこととしております。本当でしたらもう1年先に見直しということになるんですけども、アセットマネジメントと一緒にすることで効率よく見直しが行えるということで今年度実施するものでございまして、この部分については経営の基本計画ということでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第62号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第41 第63号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第41、第63号議案、令和3年度神河町下水道事業会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、お願いします。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑がないようです。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第63号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第42 第64号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第42、第64号議案、令和3年度公立神崎総合病院事業会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。この予算の編成について、少しお聞きします。説明で2億1,000万の赤字予算を組まれたわけなんですけれども、そのときの当初説明で、減価償却費、資産減耗費等々があるので、キャッシュ的には困らないという説明を受けました。

昨年度の、令和2年度の予算書を見ますと、やっぱり同じように3億以上の減価償却費と、資産減耗費も同じ額だけ上がってるわけなんです。にもかかわらず、令和2年度の予算は、プラマイ・ゼロの収支均衡予算を組まれてたんですけども、執行するに当たって資金不足に陥られたわけですね。町の繰り出し基準よりも多く繰り出しを受け、なおかつ今年度ですか、令和2年度はコロナの減収対策で2億5,000万の借入れをされていうことで、かなりの現金不足に陥られてるにもかかわらず、この令和3年度の新年度予算は資金が大丈夫というその根拠が私には全く分からない。令和2年度の実績から勘案していったら同じように計算すると、もう6億、7億ぐらいの資金不足に陥るんじゃないかというような予算だと思うんですけども、その辺のところはいかがですかね。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの議員の質問にお答えをさせていただきます。

本年度、令和3年度につきましては、当初から赤字を見込んだ予算編成としております。昨年度までは、収支均衡予算ということで予算を組ませていただきました。

令和3年度につきましては、昨日も説明をさせていただきましたが、ある程度現実的な数値、例えば入院患者数であるとか、外来患者数であるとか、少しは高い数値かも分かりませんが、現実的な数値と捉まえて収入のほうを予算計上させていただいております。

支出のほうにつきましても、若干ではございますけれども、少し余裕を持った計上をさせていただいておりますので、昨日説明をさせていただきましたように、減価償却費であるとか、非資金性のものでありますので、3条予算の収支の差についても、また4条予算の収支の差についても財務上は処理ができるというふうに見込んで、令和3年度

については赤字予算ということで計上をさせていただいたところでございます。

また、県や各ほかの市町で公立病院を持っておられるところの予算書等も確認をさせていただいておりますが、赤字予算を編成されてる病院も多数あるということもございますし、このたび提案をさせていただくに当たりまして、会計事務所にもいろいろと相談し、確認をする中で、このたび提出をさせていただいておりますので、特に問題ないというふうに考えておるところでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。特に赤字予算を上げられたからといって、それがいけないと言ってるわけでもないんです。

実質的に病院を経営されるに当たって、本当にキャッシュが足りるのかという、もう単純な心配ですね。本来は予算に沿って執行していくのが経営ですから、当然、じゃ、この予算どおりに行かなければどうなるんだという話だと思っんです。令和2年度の予算で、たしか減価償却費が同じように3億5,300万ぐらいでしたかね、上がったと思うんですけども、そしたらその話でいけば、じゃ、内部留保金が3億5,000万あるんですかという話になってくると思うんです。でも実際はそうではなかったですね。お金が足りなくて、減収補填債を借りて、町からも繰り入れして、何とかキャッシュを残すことができ、新年度を迎えられるという状態だと思うんです。そういった中で、こういった赤字予算をやられて、それはそれで全然いいんですけども、本当に、じゃ、この予算どおりには執行できますかというのが物すごい不安なんです。いかがですかね。

○議長（廣納 良幸君） 春名病院事務長。

○町参事兼病院事務長（春名 常洋君） 病院事務長、春名でございます。先ほどの御質問ですが、今回赤字予算とさせていただきましたのは説明責任を果たすというところをまず考えました。昨年度、小寺議員のほうからも同じところで御指摘をいただいております。予算が絵に描いた餅にならないようにというところですが、それも踏まえまして、今回は住民に対しまして、従来のような均衡予算では難しいというところは正直に申し上げるという意味で、説明責任を果たすというところ考えました。

予算といいますのは、もちろん見込みでもあるんですけども、目標でもございます。我々は、この目標ですね、例えば入院患者数で申しますと昨年度までは122人とかいう数字上げておりましたが、今年度は現実的な射程距離、射程範囲に入ります113人というところを目標に設定しまして、病院挙げて頑張るということでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。今、事務長が言われたように、昨年指摘させていただいたことはよく覚えてます。取りあえず住民の方もそうですし、従業員の方にもこの危機管理をあおるという意味では赤字予算、私は結構いい手法かなとも思いますんで、ぜひ頑張ってくださいと思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 特にコメントはよろしいか。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 結構です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。ちょっと関連で、これも教えていただきたいことがあります。2点ございまして、一つ、先ほど減価償却の話が出ました。去年、今年と、大体3億5,000万ずつぐらいですね。多分定額法で償却されますので、しばらくの間は3億5,000万が続くんじゃないかなと思うんですが、定額法ですから、ある年突如どんと全く償却なくなってしまう時期がありますので、それが何千万単位でこの償却がなくなる時期が近いうちにあるのかどうかという部分と、あと資金繰りの話です。一時借入金の限度額、一応8億という限度額が設けておられますが、2年度の実績の中で、通常どのぐらいの一時借入金を年間通じて借りていたか。いや、もう本当に資金が足りないときだけに一時的に借りたのかどうか、その辺の分について教えていただきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。減価償却費の部分につきましては、今手元のほうに次年度の分しか持っておりませんので、次回の予算特別委員会のほうに報告できるように準備させていただきたいと思いますので、御理解方よろしく願いをいたします。

それともう1点、一時借入金のことでございます。令和2年度につきましては、4月の1日に信用金庫から2億円、1年間お借りをいたしました。1年間事業を展開していく中で、一時的に下水道会計で借入れをさせていただいたり、また町内の金融機関で一時的にお借りをさせていただきましたが、一応年度内には全て償還できる予定でございます。

令和3年度につきましては、一時借入金の限度額を8億円というふうにしておりますけれども、少し余裕を持って限度額させていただいたりしますが、お借りすれば必ずお返ししなくてはいけないということを肝に銘じて運用をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第64号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第43 承認第1号

○議長（廣納 良幸君） 日程第43、承認第1号、第2次神河町男女共同参画推進計画の策定の件を議題といたします。

承認第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。これも1点だけ教えていただきたいと思います。11ページのアンケートの調査の結果です。それぞれ有効の回収率ですね、どちらも50%を切っているという状況の中で、過去の神河町におけるいろんなアンケートの分といいますと率が低いのかなという思いであります。

その中で、この有効回収数というのは回答者数とは異なりますという注釈がつけてありますので、実際回答いただいたのはもっと率が高くて、実際調査というんですか、数値として反映する分が結果として、この48.3%なり49.7%になったと、そのように理解しとっていいでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。まず、回収率の48.3%ということで、低いというようなお話がありました。5年前については、52.5%だったように記憶をしております。そしてまた、平成30年度に長期総合計画を実施した際には40%ということでございます。そういう状況から踏まえて考えますと、今回48%ということで、町民調査については半数近くですね、何とか回収率を確保したという点。

そしてまた、今回初めて取り組みました事業所の調査ですね、こちらについては49.7%ということでございまして、この結果については、私、事務局を持つ立場としては、よくここまで回答が上がってきたなというふうに受け止めております。

その点と、もう1点は、統計の一つの考え方としましては、4割の回収があれば、これは実態として、しっかりとその標本となり得るということで統計の専門家のほうからお聞きをしておりますので、その辺りについては申し添えたいというふうに思います。

それから724というこの数字が、この件数については実際に回収した数字でございます。

しかしながら、例えば25ページを御覧いただきたいと思いますが、ワーク・ライフ・バランスの推進についてということで、職場で取り組んでほしいことという町民調査がございます。ここで全体、nとしてお示しをしている数字が1,172ということで上がっております。

この部分につきましては、11ページのところに拡大集計ということを表現をしておるとは思いますけれども、回収のあった数字そのままを生かすのではなくて、この住民基本台帳のそれぞれの年齢別の割合に応じた係数を掛けて、そして集計をしたものが、724については全体数で申し上げますと、1,172になってくるということで、それぞ

れの年代に応じたウエートといいますか、そういう比率を掛けて算出した数字となっております。これが一般的に調査の中でバランスを取るという、そういうところで行われておる手法でございますので、そちらを適用させていただいたというところでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。この後、承認第1号から6号までいろいろとあるんですけども、SDGsの考え方、2030年を達成目標として、様々な分野、17のゴールが設定をされておって、169のターゲットがあって、232の指標が個々にあるわけなんですけども、この男女共同参画の部分についてもゴールの5番目のジェンダー平等を実現しようというゴールに向かった計画でなければならないと思うんですね。

目標のこの計画書の63ページを見ると、目標値ということでそれぞれ設定があるんですけども、このSDGsの5番目のゴールを目指したターゲットとか指標とかというものいろいろとあるわけなんです。同じ時期に策定されるいろんな計画で、環境に関して、後ほど、次に出てきます地球温暖化については、このSDGsの考え方をしっかりと位置づけて計画が策定されておるんですけども、ほかの計画を見るとSDGsの考え方が盛り込まれていないように思うんですけども、計画策定をされる際に、当然コンサルさんとかいろいろと打合せもされる中で、SDGs、2030年の目標に向かった計画という位置づけは、そういうふうな調整とか、そういう話とかいうのがあったのかなかったのか。私は、今後、策定される町の計画というのは、やはりSDGsに向かった目標、ゴールに向かった視点での策定が必要ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。議員御指摘のとおりでございます。12月の栗原議員からいただいた一般質問の中で、町長も答弁をさせていただいております。

私ども男女共同参画の策定に当たりまして、しっかりとその辺りを踏まえて取り組むということを確認をいたしまして、この資料で申し上げますと45ページを御覧いただきますと、SDGsの視点ということで、先ほどおっしゃっていただいた1番の貧困をなくそうというところから17番のパートナーシップで目標を達成しようという、そこまでの全ての目標を掲げております。

そして47ページからですね、基本目標1から基本目標4ということで設定をいたしておりますけれども、それぞれの基本目標に対応したこのSDGsの項目ですね、例えば、基本目標1の男女共同参画の意識づくりという部分で申し上げますと、基本目標5、ジェンダー平等を実現しよう、そしてまた、10、人や国の不平等をなくそうといった

ような目標を具体的に掲げております。

そのように、50ページでは基本目標2ということで、誰もが活躍できる環境づくり、この部分につきましては、同じ5番のジェンダー平等、そして8番の働きがいも経済成長もといった部分を掲げておりますし、続きまして、53ページの基本目標3、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりといった部分につきましては、先ほど申し上げた1番、5番の項目に加えて、3番、全ての人に健康と福祉をとといったような内容を付け加えております。

さらに、57ページで基本目標4、あらゆる分野に参画できる社会づくりというところにつきましては、新たに、5番に加えて、16番の平和と公正を全ての人にといった目標、そして17番のパートナーシップで目標を達成しようという、そういった目標について、改めてSDGs、これは具体的な取組指針が示されているという部分ではないわけですが、ここを意識した取組を進めていこうというところで確認もし、計画の中で反映をさせていただいております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 私、申し上げてるのは、63ページにあります令和12年度の目標値、そういう今の実績値とか目標値を定めるときにSDGsにあるターゲットですとか指標とかを参考にされたのかどうか。ゴールの部分については確かにあるんですけども、ターゲット、指標についても精査されて、神河町のローカルな計画として位置づけられたのかということを知りたいです。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。答弁になるかどうか分かりませんが、SDGsを意識をするというところが一つございます。

それから特に、男女共同参画のこの計画づくりに当たっては、SDGsでいいますと誰一人取り残さないという視点が総括的には皆さん御確認がされているという部分だろうというふうに思います。

それとあわせて、この計画づくりに当たっては、男女共同参画というふうに位置づけておりますけれども、全ての人を人としてしっかりと認められるという、そういう人としてというその部分を強調をさせていただいております。ですから人として認められる、そういった社会づくりをこれから行っていくという中で、重点的に取り組む部分について具体的な目標値といったようなものをお示しをしながら、そして具体的にまずは私の職場から取り組んでいくというところで決意も申し上げたところでございます。

これからの社会、本当に一人の人間として尊重されるということがいろんな意味においても住みやすい、そして仕事も家庭も自らの希望に満ちあふれたものになっていく、そういった社会づくりにつながっていくのではないだろうかというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。討論を終結します。

これより承認第1号について採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第44 承認第2号

○議長（廣納 良幸君） 日程第44、承認第2号、神河町第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定の件を議題といたします。

承認第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ちょっと簡単なことですが、お尋ねします。24ページのところで電気自動車導入による効果という表がありますが、ガソリン車A、ディーゼルB、電気自動車Cとなっている欄の一番右側ですね、1万キロ走行した場合の費用がそれぞれ8万6,000円、6万3,000円、4万円とありますが、この1万キロ走行した場合の費用の算出根拠ですね、ちょっと教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。この表ですけれども、ガソリン車、それからディーゼル車、それから電気自動車、それぞれの燃費が、この左から2行目が出ておりますけれども、1万キロをその燃費で割って、それに燃料の単価を掛けてると、ちょっとそういう算定式でありますけれども、その燃料の単価はちょっと今分かりません。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） すみません。じゃ、単価いうてもその時々によって多少変動しますので、この表を作成されたときの単価ですね、それまた後でも結構ですから教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） そしたらその単価につきまして確認をいたします。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） それでは、調べるために暫時休憩します。

午後 4 時 2 3 分休憩

午後 4 時 3 5 分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。小島議員の質問の答えをさせていただきたいと思います。

この表第 1 4、電気自動車導入による効果でございます。まずガソリン車の A ですけども、これにつきましては 1 リットル当たり 1 4 2 円でございます。それから 2 つ目のディーゼル B ですけども、燃料は軽油でございます、単価は 1 リットル当たり 1 1 9 円でございます。それから電気自動車の C ですけども、これにつきましては充電の単価ということで 1 キロワット当たり 2 0 円でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかに質疑ございませんか。

小島議員。

○議員（6 番 小島 義次君） ありがとうございます。大体このぐらいで計算すれば、安上がりだということが言えるわけですね。だから官公庁としてもハイブリッドとか電気自動車のほうにどんどん買い換えておられるということが CO₂ 削減に役立ってるのかなと思います。

もう一つよろしいですか。33 ページの進捗状況の公表、4 番ですけども、その下から 2 行目のところに行政の取組について住民の理解を得るとともに、神河町が一丸となったとあります。これは行政側の計画だと思うんですけども、これだけでは CO₂ 削減についてなかなか 1 0 0 % とはなりません。多分町民の皆さん、住民の皆さん全体が自分のこととして取り組んで、いかにその CO₂ を減らしていくかというところの変化が起きてくるほうが私は望ましい、起きるようにするにはと思うんですけども、この 2 0 3 0 年を目標にして、もっと幅広く町民、住民の皆さん方の生活全体を見て、どこをどう減らせばいいのかということに取り組む必要があると思うんですけども、その取り組む意識ですね、住民の皆さん方の意識がどこまであるのかということ、これ把握されているでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課の高木でございます。小島議員の質問の答えをさせていただきたいと思います。

この 4 番の進捗状況の公表につきまして、一番下の 2 行に行政の取組について住民の理解を得るとともに、神河町が一丸となった地球温暖化対策に発展をしていくことを目指すということを目指しております。

この計画につきましては、事務事業編といたしまして、公共施設だけの CO₂ の削減目標となります。ですので、役場職員でありますとか、病院の職員、中央公民館とか、そ

ういう公共施設に携わってる関係者だけの取組となりますけれども、それだけでは町全体の地球温暖化対策にはなりません。議員おっしゃいますように、今年からクールチョイスを始めてまいりました。今年、クールチョイスを知っていただくということから今年始めてるんですけれども、来年度、令和3年度につきましては、より一層クールチョイス、地球温暖化対策を町民の皆様にご覧いただきと併せまして実践につなげていけるようなことも進めていきたいというふうに考えてます。

そういった中で、また別の事業、3年度から始めます新規事業、提案させていただいてますけれども、この地球温暖化対策実行計画の区域施策編という策定につきましても令和3年度提案させていただいております。それにつきましては町全体のCO₂の削減計画となります。そのためには町民の皆様、地域、それから事業所、そういったところ全てが対象となりまして、それぞれが連携をして取り組む必要があるということで、来年度からにつきましては、町全体のCO₂削減につきましても取り組んでいくというふうにこのたびの予算でも提案させていただいております。

ということで議員おっしゃいますように、その町民の皆様の取組の意識の把握ですけれども、やはりクールチョイスという言葉がまだ浸透していない。いろんな媒体を使ってPR、今年も進めてきたんですけれども、まだまだ浸透していない。ですけど、小・中学生なんかは、もう授業の中でやってるところで、そういったところもあるんですけれども、やはり全体的に考えればまだまだ浸透していないということもございますので、結果的にはまだあまり浸透してないと。ですけども、その辺を今年度から始めまして、来年度につきましてはより一層普及啓発をして住民の皆様にも意識を持っていただくと、そういう取組を進めてまいりますので、そういった回答とさせていただきますと思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより承認第2号について採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

ここでお諮りします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決定しました。

日程第 4 5 承認第 3 号

○議長（廣納 良幸君） 日程第 4 5、承認第 3 号、神河町土地利用計画の策定の件を議題とします。

承認第 3 号に対する質疑に入ります。質疑のある方。

藤森議員。

○議員（8 番 藤森 正晴君） 8 番、藤森です。神河町土地利用計画の一番最後の資料の中に誘致企業の用地が何点か明記されておるわけなんですけど、この用地は、もう整地されてるところもあれば、そうでもないところもあろうかと思うんですけど、この上がったる用地を企業誘致法的に整地なり、そういう形にしようという計画という思いで判断していいんですか、どうですか。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼アグリノベーション特命参事（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。藤森議員の御質問にお答えいたします。

この暮らし・産業拠点といった名称で、別添資料の 10 からずっと掲載をしております。企業誘致用地につきましては、過去に、各区の役員さんレベルになりますけれども、その中で一応御提案といいますか、各区でいただいたものを一応私どものほうの内部資料として持っているものをこの中に掲載をさせていただいてというのが基本でございます。その各区から出てきた部分、あるいは過去に旧町で計画が既にあった部分等がこの中には入っております。

これを周知ということですが、私ども企業さんからの引き合いがあったときにはこういうふうな用地がありますというふうなものをお見せするためのものということにして、この用地をすぐに企業誘致できるかどうかということ、そこはまた地元の地権者さんとの話合いでありますとか、地元の区内での協議でありますとか、そういうふうないろんな手続的なところがあるということでございます。したがって、これはこうやって書いておりますけれども、あくまで内部資料として留保、とどめるものとしたいということでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8 番 藤森 正晴君） 8 番、藤森です。特に毎回言うんですけど、この町は企業が少ない。雇用ということを思う中で、私これを見て非常に心強く思ううちにたくさん企業の用地があるんだなという認識をしたわけなんですけど、やはり生かしてこんことには駄目です。そういう形でやはり来てくださいという受け身の形のそういう姿を見せな、こうあるんですよだけじゃなしに、でなければこの計画が生かされんと私は思いますので、その方向に生かされる形で持ってっていきますように望みます。お願いします

す。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼アグリノベーション特命参事（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。藤森議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のこと、そのとおりでございます。この中にあっても幾つか既に、今現在企業さんから引き合いのある部分もございます。それと平野部につきましては大部分が農業振興地域ということになりますので、この部分への企業の立地ということになりますと、やはりその規制の解除が必要ということになりますので、それについてはやはり具体的な企業さんの立地計画、どういうふうなレイアウトでどういうふうなものを建てるから、どういうふうな事業をやるというふうな具体的な計画がないと、なかなかその規制の解除ということができませんので、それにかなりやはり時間がかかるということになります。ですので、あくまでこれはこういう用地が候補地があるというところにとどめておさざるを得ないというのが現状でございます。これをもって企業さんが実際に立地されるということになると、先ほどもありましたように規制の既設のいろんな解除手続の手続が必要になってくるということでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより承認第3号について採決を行います。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第46 承認第4号

○議長（廣納 良幸君） 日程第46、承認第4号、第3期かみかわ教育創造プラン（神河町教育基本計画）の策定の件を議題といたします。

承認第4号に対する質疑に入ります。質疑のある方。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。少しだけお伺いします。4ページの神河町の教育をめぐる現状と課題の中で、1つ目の課題、2つ目の課題と順次ありますけれども、これ1つ目の課題は自立する力等ですね。それから2つ目の課題は知識・技能を生活に活用する力と、3つ目の課題は教職員の資質・能力の向上である等とあります

けれども、これは上の2つは子供たちの生活を変えていく、子供たち自身を変えていくというところで大変重要なことかなと思うんですけども、こういう事柄を現場の教職員の方にどう伝えるかということですけども、この創造プランをじっくりと現場の教職員の方に読んでいただいて、自分なら1つ目の課題、2つ目の課題についてはこういうふうに対応しようとかいう考える時間を持ってほしいと思うんですけども、こちら側から教職員の方にどう伝えるかということですけども、どのようにお考えになっているでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長の入江でございます。小島議員の御質問にお答えいたします。

今おっしゃっていただいたことは大変重要なことございまして、学校教育におきます子供たちを導いていく、この第3期プランに沿って子供たちを指導していく場合に、この内容について十分に教師が知っておくことは大変大事なことであらうと思っております。

その機会といたしましては、まず来年度早々に教職員との対面式がございますけども、その場で私、それから学校教育指導員、社会教育指導員からこの内容についてしっかりと伝達をしたいと思っております。なおかつ、あとは町の教職員の研修会を持っております。そのような機会。それから校長会、教頭会のほうでももちろん資料等もう一度配布して、校内研修等でもしっかりと活用するよというということで、できるだけ早く、年度当初にこれが周知できるように、そして教師一人一人がじっくりと自分の中に持つように機会をつくっていくようにしたいと思っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。確かに現場の教職員としては、県のほうの指針もありますし、目標もありますし、大変忙しいと。日々の生活の中で子供たちへの教材研究等、それから事務とか、相談とか、大変忙しい中にあると思うんですけども、このような大事なこと、町は町としての独自の取組としてできるだけ多くの方が意識していただくような方向でまたしていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより承認第4号について採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第47 承認第5号

○議長（廣納 良幸君） 日程第47、承認第5号、神河町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定の件を議題とします。

承認第5号に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより承認第5号について採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、承認第5号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第48 承認第6号

○議長（廣納 良幸君） 日程第48、承認第6号、神河町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定の件を議題とします。

承認第6号に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより承認第6号を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、承認第6号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（廣納 良幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月17日午前9時再開といたします。

本日はこれにて散会とします。御苦労さまでした。

午後 4 時 5 9 分散会
